

地方税分野の各税目に係る手続に
おける個人番号・法人番号の
利用について

平成 30 年 1 月
総務省自治税務局

目次

○総則	1 頁	○自動車取得税	37 頁	○狩猟税	67 頁
○個人住民税	9 頁	○軽油引取税	39 頁	○入湯税	69 頁
○法人住民税	16 頁	○自動車税	48 頁	○事業所税	71 頁
○個人事業税	22 頁	○鉱区税	50 頁	○水利地益税等	73 頁
○法人事業税	24 頁	○固定資産税	52 頁	○法定外普通税	75 頁
○地方消費税	29 頁	○軽自動車税	57 頁	○法定外目的税	77 頁
○不動産取得税	31 頁	○市町村たばこ税	60 頁	○地方税関係帳簿の保存方法 等の特例	79 頁
○道府県たばこ税	33 頁	○鉱産税	62 頁		
○ゴルフ場利用税	35 頁	○特別土地保有税	64 頁		

(注1)

当該資料は地方税法に規定のある各種手続において、税目ごとに「1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続」、「2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続」及び「3. 地方団体の税務部局内で完結する手続等」の3つに分類して、個人番号及び法人番号の利用について整理したもの。

(注2)

- ・「番号の記入」欄については以下の取扱いとする。
 - ◎・・・地方税法施行令、地方税法施行規則で記載内容又は様式を規定しており、当該規定において番号の記載をすることとしている手続。
 - ・・・地方税法施行令、地方税法施行規則で記載内容及び様式の規定はないが、番号を記載すべき手続。条例等で規定や様式の定めがあれば改正が必要。
 - ×・・・番号を記載しない手続
- ・「政省令における個人（法人）識別情報・様式の有無」欄については以下の取扱いとする。
 - 個人（法人）識別情報・・・政令（地方税法施行令）又は省令（地方税法施行規則）に氏名（名称）、住所（所在地）等を記載することが規定されている条項を記載。
 - 様式・・・地方税法施行規則に規定されている様式の号を記載。

地方税分野における個人番号・法人番号の利用について

税目 地方税法総則

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	関係地方団体の長の意見が異なる場合の措置(申出)	都道府県、市町村	—	総務省(関係地方団体が一の都道府県の区域内の市町村である場合においては、都道府県)	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第8条第1項、第4項
2	関係地方団体の長の意見が異なる場合の措置(通知)	総務省(関係地方団体が一の都道府県の区域内の市町村である場合においては、都道府県)	—	都道府県、市町村	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第8条第2項、第8項
3	市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継の決定(申出)	市町村	—	都道府県(当該承継市町村が二以上の都道府県の区域にわたる場合においては、総務省)	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第8条第2項、第3項
4	市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継の決定(通知)	都道府県(当該承継市町村が二以上の都道府県の区域にわたる場合においては、総務省)	—	市町村	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第8条の2第2項、第3項
5	市町村の境界変更等があつた場合の課税権の承継(申出)	市町村	—	都道府県(当該承継市町村が二以上の都道府県の区域にわたる場合においては、総務省)	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第8条の3第2項
6	市町村の境界変更等があつた場合の課税権の承継(通知)	都道府県(当該承継市町村が二以上の都道府県の区域にわたる場合においては、総務省)	—	市町村	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第8条の3第2項
☆ 7	相続による納税義務の承継の届出	相続人	—	都道府県、市町村	×(相続人、相続人の代表者)	◎(被相続人から包括受遺を受けた法人)	個人・法人識別情報(政令第2条第2項)	相続人、相続人の代表者	被相続人から包括受遺を受けた法人	平成28年1月1日以後に行われる届出に適用	地方税法第9条の2第1項 地方税法施行令第2条第2項、第6項

税目 地方税法総則

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載		
8	自動車等の売主の第二次納税義務の免除の申告	自動車等の売主	—	都道府県、市町村	○(自動車等の売主) ×(自動車等の買主)	○(自動車等の売主) ×(自動車等の買主)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法第11条の9第3項
9	法定納期限等以前に設定された質権の証明手続	質権者	—	執行機関	×(質権者、納税義務者)	×(質権者、納税義務者)	—	—	—	地方税法第14条の9第3項 地方税法施行令第6条の4第1項、第2項
10	譲受前に設定された質権又は抵当権の証明手続	質権者	—	執行機関	×(質権者、納税義務者)	×(質権者、納税義務者)	—	—	—	地方税法第14条の11第2項 地方税法施行令第6条の4第1項、第2項
11	不動産保存の先取特権等の証明手続	先取特権者	—	執行機関	×(先取特権、納税義務者)	×(先取特権、納税義務者)	—	—	—	地方税法第14条の13第2項 地方税法施行令第6条の5第2項
12	留置権の証明手続	留置権者	—	執行機関	×(留置権、納税義務者)	×(留置権、納税義務者)	—	—	—	地方税法第14条の15第2項 地方税法施行令第6条の4第1項
13	譲渡担保権者の優先質権等の証明手続	譲渡担保権者	—	執行機関	×(譲渡担保権、納税義務者)	×(譲渡担保権、納税義務者)	—	—	—	地方税法第14条の18第9項 地方税法施行令第6条の8第5項
● 14	徴収猶予の申請	納税義務者、特別徴収義務者	—	都道府県、市町村	○(税目の性格等によって判断)	○(納税義務者、特別徴収義務者(法人の場合))	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第15条第1項、第2項
● 15	徴収猶予の延長の申請	納税義務者、特別徴収義務者	—	都道府県、市町村	○(税目の性格等によって判断)	○(納税義務者、特別徴収義務者(法人の場合))	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第15条第3項 (同法同条第4項については、平成28年4月1日施行)
● 16	徴収猶予の場合の差押えの解除の申請	猶予を受けた者	—	都道府県、市町村	○(税目の性格等によって判断)	○(猶予を受けた者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第15条の2第2項 (同法第15条の2の3第2項については、平成28年4月1日施行)
17	修正申告等にかかる道府県民税、市町村民税又は事業税の徴収猶予の届出	徴収猶予を受けようとする者	—	都道府県、市町村	—	◎(徴収猶予を受けようとする者)	様式(1号)	—	徴収猶予を受けようとする者	平成28年1月1日以後に行われる届出に適用 地方税法第15条の4第1項、第2項 地方税法施行規則第1条の4
● 18	換価の猶予の申請	滞納者	—	都道府県、市町村	○(税目の性格等によって判断)	○(滞納者)	—	—	平成28年4月1日以後に行われる申請に適用	(地方税法第15条の6の2第1項、第2項については、平成28年4月1日施行)
● 19	保全差押をしないことの求め	納付又は納入の義務があると認められる者	—	都道府県、市町村	○(税目の性格等によって判断)	○(納付又は納入の義務があると認められる者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第16条の4第3項
● 20	保全差押の解除請求	差押を受けた者	—	都道府県、市町村	○(税目の性格等によって判断)	○(差押を受けた者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第16条の4第4項
● 21	納付すべき税額が過納となる旨の申出	納税義務者	—	都道府県、市町村	○(税目の性格等によって判断)	○(納税義務者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申出に適用	地方税法第17条の4第5項

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載		
22	不服申立てがあった場合等の通知	都道府県、市町村	—	関係都道府県、市町村	○(納税義務者) ※官報に登載する場合は×	○(納税義務者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第19条の6第1項、第2項
23	不服申立て時の差押えの解除の請求	不服申立てをした者	—	都道府県、市町村	×(不服申立てをした者)	○(不服申立てをした者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第19条の7第2項
24	市町村が行う道府県税の賦課徴収	都道府県	—	市町村	○(納税義務者、特別徴収義務者)	○(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる処理に適用	地方税法第20条の3第1項
25	他の地方団体への徴収の囑託	都道府県、市町村	—	徴収金を納付し、又は納入すべき者の財産の所在地の都道府県、市町村	○(徴収金を納付し、又は納入すべき者)	○(徴収金を納付し、又は納入すべき者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる囑託に適用	地方税法第20条の4第1項
26	法定納期限から5年以内に行うことができる更正の請求	申告書を提出した者	—	都道府県、市町村	○(申告書を提出した者)	○(申告書を提出した者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第20条の9の3第1項、第3項
27	後発的事由による更正の請求	申告書を提出した者、決定を受けた者	—	都道府県、市町村	○(申告書を提出した者、決定を受けた者)	○(申告書を提出した者、決定を受けた者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第20条の9の3第2項、第3項
28	納税証明書の申請(継続検査用の自動車税納税証明書及び軽自動車税納税証明書を除く。)	納税義務者	—	都道府県、市町村	○(税目の性格等によって判断)	○(納税義務者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第20条の10
29	官公署等への協力要請に対する資料の提供等	官公署又は政府関係機関(社会保障・税分野に限る)	—	都道府県、市町村	・個人番号を利用できる官公署 ○(調査対象者) ・個人番号を利用できない官公署 ×(調査対象者)	○(調査対象法人)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる協力要請に適用	地方税法第20条の11
30	消滅市町村の過誤納に係る地方団体の徴収金の取扱(申出)	市町村	—	都道府県(当該承継市町村が二以上の都道府県の区域にわたる場合においては、総務省)	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	地方税法第8条の2第1項 地方税法施行令第1条の5第1項
31	担保の提供手続	一定の担保を提供する者	—	都道府県、市町村	・納税義務者、特別徴収義務者により提供された担保 ×(一定の担保を提供する者) ・第三者により提供された担保 ×(一定の担保を提供する者)	・納税義務者、特別徴収義務者により提供された担保 ○(一定の担保を提供する者) ・第三者により提供された担保 ×(一定の担保を提供する者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる提供手続に適用	地方税法第16条第1項 地方税法施行令第6条の10第1項、第2項、第3項、第4項

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載		
● 32	保全担保である金銭の提供手続	金銭を担保として提供する者	—	都道府県、市町村	×(金銭を担保として提供する者)	○(金銭を担保として提供する者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる提供手続に適用	地方税法第16条の3第1項 地方税法施行令第6条の11 第4項
● 33	担保として提供した金銭を徴収金の納付又は納入に充てる申請	担保として提供した金銭を徴収金の納付又は納入に充てようとする者	—	都道府県、市町村	×(担保として提供した金銭を徴収金の納付又は納入に充てようとする者)	○(担保として提供した金銭を徴収金の納付又は納入に充てようとする者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第16条の4第3項、 第4項 地方税法施行令第6条の12 第5項
34	地方税を納付した第三者の代位に係る書類の提出	地方団体の徴収金を納付し、又は納入した第三者	—	地方団体	×(地方団体の徴収金を納付し、又は納入した第三者)	×(地方団体の徴収金を納付し、又は納入した第三者)	—	—	—	地方税法第20条の6第1項 地方税法施行令第6条の20

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	関係地方団体の長の意見が異なる場合の措置(申出)	都道府県、市町村	—	総務省(関係地方団体が一の都道府県の区域内の市町村である場合においては、都道府県)	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第8条第1項、第4項
2	関係地方団体の長の意見が異なる場合の措置(通知)	総務省(関係地方団体が一の都道府県の区域内の市町村である場合においては、都道府県)	—	都道府県、市町村	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第8条第2項、第8項
3	市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継(申出)	市町村	—	都道府県(当該承継市町村が二以上の道府県の区域にわたる場合においては、総務省)	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第8条の2第2項、第3項
4	市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継(通知)	都道府県(当該承継市町村が二以上の道府県の区域にわたる場合においては、総務省)	—	市町村	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第8条の2第2項、第3項
5	市町村の境界変更等があつた場合の課税権の承継(申出)	市町村	—	都道府県(当該承継市町村が二以上の道府県の区域にわたる場合においては、総務省)	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第8条の3第2項
6	市町村の境界変更等があつた場合の課税権の承継(通知)	都道府県(当該承継市町村が二以上の道府県の区域にわたる場合においては、総務省)	—	市町村	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第8条の3第2項
7	相続による納税義務の承継の通知	都道府県、市町村	—	相続人	×(相続人)	×(被相続人から包括受遺を受けた法人)	個人・法人識別情報(政令第2条第5項)	記載しない	記載しない	—	地方税法第9条の2第2項 地方税法施行令第2条第5項
8	第二次納税義務に対する通知	都道府県、市町村	—	第二次納税義務者	×(第二次納税義務者)	×(第二次納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第11条第1項
9	第二次納税義務に対する督促	都道府県、市町村	—	第二次納税義務者	×(第二次納税義務者)	×(第二次納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第11条第2項
10	納付又は納入の告知	都道府県、市町村	—	納税者、特別徴収義務者	当面記載しない(納税者、特別徴収義務者)	当面記載しない(納税者、特別徴収義務者)	—	—	—	当面記載しない	地方税法第13条第1項

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
11	滞納者の財産を差し押さえる場合の納付の告知	都道府県、市町村	—	納税者、特別徴収義務者	×(納税者、特別徴収義務者)	×(納税者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第13条第2項 地方税法施行令第6条の2の2
12	繰上徴収の告知	都道府県、市町村	—	納税者、特別徴収義務者	×(納税者、特別徴収義務者)	×(納税者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第13条の2第3項 地方税法施行令第6条の2の3
13	強制換価の場合の道府県たばこ税等の徴収の通知	都道府県、市町村	—	執行機関、納税者、特別徴収義務者	×(納税者、特別徴収義務者)	×(納税者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第13条の3第2項 地方税法施行令第6条の3
14	担保権付財産が譲渡された場合の地方税の徴収の通知	都道府県、市町村	—	質権者、抵当権者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	個人識別情報(政令第6条の6第1項)	記載しない	—	—	地方税法第14条の16第4項 地方税法施行令第6条の6第1項
15	譲渡された担保権付財産が換価された場合の交付要求	都道府県、市町村	—	執行機関	×(質権者、抵当権者)	×(質権者、抵当権者)	個人識別情報(政令第6条の6第2項)	記載しない	—	—	地方税法第14条の16第5項 地方税法施行令第6条の6第2項
16	譲渡担保財産からの徴収の告知	都道府県、市町村	—	譲渡担保権者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	個人識別情報(政令第6条の8第1項)	記載しない	—	—	地方税法第14条の18第2項 地方税法施行令第6条の8第1項
17	譲渡担保財産からの徴収の通知	都道府県、市町村	—	納税義務者、特別徴収義務者	×(納税者、特別徴収義務者、譲渡担保権者)	×(納税者、特別徴収義務者、譲渡担保権者)	個人識別情報(政令第6条の8第2項)	記載しない	—	—	地方税法第14条の18第2項 地方税法施行令第6条の8第2項
18	譲渡担保財産の差押えの告知	都道府県、市町村	—	譲渡担保権者	×(納税者、特別徴収義務者、譲渡担保権者)	×(納税者、特別徴収義務者、譲渡担保権者)	—	—	—	—	地方税法第14条の18第5項
19	譲渡担保財産の差押えの通知	都道府県、市町村	—	納税義務者、特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第14条の18第5項
20	譲渡担保財産の差押えの通知(動産を占有する第三者等)	都道府県、市町村	—	占有する第三者等	×(納税義務者、特別徴収義務者、譲渡担保権者、占有する第三者等)	×(納税義務者、特別徴収義務者、譲渡担保権者、占有する第三者等)	—	—	—	—	地方税法第14条の18第6項 地方税法施行令第6条の8第3項
21	譲渡担保財産の差押えの通知(質権者等)	都道府県、市町村	—	質権者等	×(納税義務者、特別徴収義務者、譲渡担保権者、質権者等)	×(納税義務者、特別徴収義務者、譲渡担保権者、質権者等)	—	—	—	—	地方税法第14条の18第7項 地方税法施行令第6条の8第3項
22	譲渡担保権者に係る繰上徴収の告知	都道府県、市町村	—	譲渡担保権者	×(納税義務者、特別徴収義務者、譲渡担保権者)	×(納税義務者、特別徴収義務者、譲渡担保権者)	—	—	—	—	地方税法第14条の18第4項 地方税法施行令第6条の8第4項
23	分割納付若しくは徴収猶予又はその延長の通知	都道府県、市町村	—	納税者、特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第15条第4項

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
24	徴収猶予の取消しの通知	都道府県、市町村	—	納税者、特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第15条の3第3項
25	滞納処分の停止の通知	都道府県、市町村	—	滞納者	×(滞納者)	×(滞納者)	—	—	—	—	地方税法第15条の7第2項
26	滞納処分の停止の取消しの通知	都道府県、市町村	—	滞納者	×(滞納者)	×(滞納者)	—	—	—	—	地方税法第15条の8第2項
27	納付受託証書又は納入受託証書の交付	徴税吏員	—	納税者、特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	様式(1号の2)	記載しない	記載しない	—	地方税法第16条の2第2項 地方税法施行規則第1条の6
28	保全担保の提供の命令	都道府県、市町村	—	納税者、特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第16条の3第1項 地方税法施行令第6条の11第1項
29	担保の提供をしない場合の抵当権の設定の通知	都道府県、市町村	—	納税者、特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第16条の3第4項
30	保全差押金額の決定の通知	都道府県、市町村	—	納付又は納入の義務があると認められる者	×(納付又は納入の義務があると認められる者)	×(納付又は納入の義務があると認められる者)	—	—	—	—	地方税法第16条の4第2項 地方税法施行令第6条の12第1項
31	納税者又は特別徴収義務者及び第二次納税義務者の納付又は納入に係る過誤納金の還付等の通知	都道府県、市町村	—	納税者、特別徴収義務者、第二次納税義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者、第二次納税義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者、第二次納税義務者)	—	—	—	—	地方税法施行令第6条の13第2項
32	差押財産の不足の場合の交付要求	都道府県、市町村	—	納付又は納入の義務があると認められる者	×(納付又は納入の義務があると認められる者)	×(納付又は納入の義務があると認められる者)	—	—	—	—	地方税法第16条の4第9項
33	過誤納金の充当の通知	都道府県、市町村	—	納税者、特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第17条の2第5項
34	不服申立てがあった場合等の通知	都道府県、市町村	—	関係都道府県、市町村	○(納税義務者) ※官報に登載する場合は×	×(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第19条の6第1項、第2項
35	徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類の送達に代える公示送達	都道府県、市町村	—	公示	×(送達を受けるべき者)	×(送達を受けるべき者)	—	—	—	—	地方税法第20条の2第1項
36	市町村が行う道府県税の賦課徴収	都道府県	—	市町村	○(納税義務者、特別徴収義務者)	○(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる処理に適用	地方税法第20条の3第1項

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
37	他の地方団体への徴収の囑託	都道府県、市町村	—	徴収金を納付し、又は納入すべき者の財産の所在地の都道府県、市町村	○(徴収金を納付し、又は納入すべき者)	○(徴収金を納付し、又は納入すべき者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる囑託に適用	地方税法第20条の4第1項
38	更正の請求に係る調査結果の通知	都道府県、市町村	—	更正の請求をした者	×(更正の請求をした者)	×(更正の請求をした者)	—	—	—	—	地方税法第20条の9の3第4項
39	納税証明書の交付	都道府県、市町村	—	納税者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第20条の10
40	官公署等への協力要請	都道府県、市町村	—	官公署等又は政府機関	・個人番号を利用できる官公署 ○(調査対象者) ・個人番号を利用できない官公署 ×(調査対象者)	○(調査対象者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる協力要請に適用	地方税法第20条の11
41	市町村の廃置分合等があった場合における市町村民税の特別徴収税額等の通知	市町村	—	特別徴収義務者	○(納税義務者、特別徴収義務者(個人事業主の場合))	○(納税義務者、特別徴収義務者(法人等の場合))	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第8条の2第1項、第8条の3第1項 地方税法施行令第1条の2
42	消滅市町村の過誤納に係る地方団体の徴収金の取扱(申出)	市町村	—	都道府県(当該承継市町村が二以上の道府県の区域にわたる場合においては、総務省)	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第8条の2第1項 地方税法施行令第1条の5第2項

税目 個人住民税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令	
		(経由)			個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	減免申請書の提出	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第45条、第323条	
2	市町村民税・道府県民税申告書の提出	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者等)	×(給与支払者等)	個人識別情報(省令第2条の3第2項)様式(5号の4、5号の4別表)	納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者等	記載しない	平成29年度以後の年度分の住民税に係る申告に適用	地方税法第45条の2第1項、第317条の2第1項
3	給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除、医療控除申告書の提出	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者)×(生計同一の配偶者その他親族)	×(給与支払者、公的年金等支払者)	様式(5号の5)	納税義務者	記載しない	平成29年度以後の年度分の住民税に係る申告に適用	地方税法第45条の2第3項、第317条の2第3項
4	寄付金控除申告書の提出	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者)	—	様式(5号の5の2、5号の5の3)	納税義務者	—	平成29年度以後の年度分の住民税に係る申告に適用	地方税法第45条の2第3項、第5項、第317条の2第3項、第5項
5	給与所得者・公的年金等受給者用繰越控除申告書の提出	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者)	×(給与支払者、公的年金等支払者)	様式(5号の6)	納税義務者	記載しない	平成29年度以後の年度分の住民税に係る申告に適用	地方税法第45条の2第3項、第317条の2第3項
6	配偶者控除・扶養控除申請書の提出	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族)	×(給与支払者、公的年金等支払者)	様式(5号の7)	納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族	記載しない	平成29年度以後の年度分の住民税に係る申請に適用	地方税法施行令第7条の3の3第1項、第7条の3の4第1項、第46条の3第1項、第46条の3の2第1項
7	市町村民税・道府県民税申告書の添付書類(損失明細書、繰越控除明細書、外国の所得税等の額の控除に関する明細書等)の提出	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者)	—	様式(5号の10、5号の11、5号の13、53号、54号、55号、55号の2、56号、57号、58号、59号)	記載しない	—	地方税法施行令第7条の19第7項 地方税法施行規則第2条の2 地方税法施行規則附則第2条第4項、第2条の2第2項、第19条第3項、第4項、第20条第7項、第8項、第21条の2第2項、第3項	
8	給与所得者・公的年金等所得受給者の扶養親族申告書の提出	納税義務者	給与支払者、公的年金等支払者	市町村 (実際は給与支払者、公的年金等支払者留まり)	◎(納税義務者、控除対象者以外の扶養親族、給与支払者(個人事業主の場合))	◎(給与支払者(法人の場合)、公的年金等支払者)	個人・法人識別情報(省令第2条の3の3、第2条の3の6)	納税義務者、控除対象者以外の扶養親族、給与支払者(個人事業主の場合)	給与支払者(法人の場合)、公的年金等支払者	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法第45条の3の2第1項、第45条の3の3第1項、第317条の3の2第1項、第317条の3の3第1項
9	道府県民税の賦課徴収に関する報告	市町村	—	都道府県	○(納税義務者、特別徴収義務者)	○(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	平成29年度以後の年度分の住民税に係る報告に適用	地方税法第46条第1項、第2項
10	市町村から都道府県への徴収、滞納処分の引き継ぎに係る通知	市町村	—	都道府県	○(納税義務者、特別徴収義務者(個人事業主の場合))	○(特別徴収義務者(法人等))	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第48条第3項
11	都道府県から市町村への徴収、滞納処分の状況に係る通知	都道府県	—	市町村	○(納税義務者、特別徴収義務者(個人事業主の場合))	○(特別徴収義務者(法人等))	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第48条第7項

税目 個人住民税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
			(経由)		個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
12	退職所得等の分離課税に係る納入申告書の提出	特別徴収義務者	—	市町村	◎(特別徴収義務者(個人事業主の場合))	◎(特別徴収義務者(法人等の場合))	様式(5号の8)	特別徴収義務者(個人事業主の場合)	特別徴収義務者(法人等の場合)	平成28年1月1日以後に行われる納入申告に適用	地方税法第50条の5、第328条の5第2項
13	退職所得申告書の提出	納税義務者	退職手当等の支払者	市町村(実際は退職手当等の支払者留まり)	◎(納税義務者、特別徴収義務者(個人事業主の場合))	◎(特別徴収義務者(法人等の場合))	個人・法人識別情報(省令第2条の5第2項、第3項)様式(5号の9)	納税義務者、特別徴収義務者(個人事業主の場合)	特別徴収義務者(法人等の場合)	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法第50条の7第1項、第328条の7第1項
14	退職手当の特別徴収票の提出	特別徴収義務者	—	市町村	退職手当の源泉徴収票の記載に準ずる	退職手当の源泉徴収票の記載に準ずる	様式(5号の14)	退職手当の源泉徴収票の記載に準ずる	退職手当の源泉徴収票の記載に準ずる	—	地方税法第50条の9、第328条の14
15	道府県民税利子割に係る営業所等設置等届出書(特別徴収義務者届出書)の提出	特別徴収義務者	—	都道府県	—	◎(特別徴収義務者)	様式(12号の5)	—	特別徴収義務者	平成28年1月1日以後に行われる届出に適用	(地方税法第71条の10第1項、条例)
16	道府県民税利子割納入申告書、納入済通知書、納入書の提出	特別徴収義務者	—	都道府県	—	◎(特別徴収義務者)	様式(12号の3、12号の6)	—	特別徴収義務者	平成28年1月1日以後の支払に係る納入申告等に適用	地方税法第71条の10第2項
17	租税条約に関する道府県民税利子割額の還付請求書の提出	特別徴収義務者	—	都道府県	◎(納税義務者)×(特別徴収義務者)	×(特別徴収義務者)	個人・法人識別情報(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第13条の2第1項、第3項)	納税義務者	記載しない	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第13条の2第1項、第3項
18	道府県民税配当割納入申告書、納入済通知書、納入書の提出	特別徴収義務者	—	都道府県	—	◎(特別徴収義務者)	様式(12号の7、12号の9)	—	特別徴収義務者	平成28年1月1日以後の支払に係る納入申告に適用	地方税法第71条の31第2項
19	道府県民税株式等譲渡所得割納入申告書、納入済通知書、納入書の提出	特別徴収義務者	—	都道府県	—	◎(特別徴収義務者)	様式(12号の10、12号の12)	—	特別徴収義務者	平成28年1月1日以後の所得に係る納入申告等に適用	地方税法第71条の51第2項
20	配当割額・株式等譲渡所得割額等都道府県別明細書の提出	特別徴収義務者	—	都道府県	—	○(特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる明細書の提出に適用	地方税法第20条の9の3第1項、第3項
21	住登外課税者を課税した場合の通知(294条3項通知)	市町村	—	市町村	○(住登外課税者)	—	—	—	—	平成29年度分以後の年度分の住民税に係る通知に適用	地方税法第294条第3項
22	納税管理人の申請、変更申請	納税義務者	—	市町村	○(納税義務者)×(納税管理人)	○(納税義務者)×(納税管理人)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第300条第1項
23	納税管理人の不要申請	納税義務者	—	市町村	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第300条第2項
24	家屋敷課税の申告書	納税義務者	—	市町村	○(納税義務者)	—	—	—	—	平成29年度以後の年度分の家屋敷課税に係る申告に適用	地方税法第317条の2第7項

税目 個人住民税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
			(経由)		個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
	25 給与支払報告書の提出	特別徴収義務者	—	市町村	◎(納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族、特別徴収義務者(個人事業主の場合))	◎(特別徴収義務者(法人等の場合))	様式(17号、17号別表)	納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族、特別徴収義務者(個人事業主の場合)	特別徴収義務者(法人等の場合)	平成29年度以後の年度分の住民税に係る報告書の提出に適用	地方税法第317条の6第1項、第3項
	26 給与所得者異動届出書の提出	特別徴収義務者	—	市町村	◎(納税義務者、特別徴収義務者(個人事業主の場合))	◎(特別徴収義務者(法人等の場合))	様式(18号)	納税義務者、特別徴収義務者(個人事業主の場合)	特別徴収義務者(法人等の場合)	平成29年1月1日以後に給与の支払を受けなくなった者に係る届出に適用	地方税法第317条の6第2項、第321条の5第3項
	27 公的年金等支払報告書の提出	公的年金等の支払者	—	市町村	◎(納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族)	◎(公的年金等の支払者)	様式(17号の2、17号の2別表)	納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族	公的年金等の支払者	平成29年度以後の年度分の住民税に係る報告書の提出に適用	地方税法第317条の6第4項
☆	28 給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書の提出	特別徴収義務者、公的年金等の支払者	—	市町村	×(特別徴収義務者(個人事業主の場合))	◎(特別徴収義務者(法人の場合))	個人・法人識別情報(省令第10条第6項)	特別徴収義務者(個人事業主の場合)	特別徴収義務者(法人の場合)	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第317条の6第7項
	29 給与所得の特別徴収に係る納入金の納入	特別徴収義務者	—	市町村	×(特別徴収義務者(個人事業主の場合))	×(特別徴収義務者(法人等の場合))	様式(5号の15)	記載しない	記載しない	—	地方税法第321条の5第1項 地方税法施行規則第2条の6
☆	30 給与所得の特別徴収の納期の特例に係る申請	特別徴収義務者	—	市町村	×(特別徴収義務者(個人事業主の場合))	◎(特別徴収義務者(法人等の場合))	個人・法人識別情報(省令第10条の2の2第1号、第10条の2の3第1号)	特別徴収義務者(個人事業主の場合)	特別徴収義務者(法人等の場合)	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第321条の5の2第1項
	31 年金保険者の市町村に対する通知(老齢等年金給付を受けている者の情報)	年金保険者	—	市町村	◎(老齢等年金の給付を受けている者)	○(年金保険者)	個人識別情報(省令第9条の8第4項)	老齢等年金の給付を受けている者	—	平成29年4月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第321条の7の3
	32 年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務を負わなくなった旨の通知	年金保険者	—	市町村	○(特別徴収対象年金所得者であった者等)	○(年金保険者)	—	—	—	平成29年4月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第321条の7の7第4項
	33 居住用財産の譲渡損失の金額の損益通算の特例の適用を受けた者の義務的修正申告等(買換資産を取得しない場合や住宅ローンをしらない場合等)	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者)	—	個人識別情報(省令附則第2条第2項)	納税義務者	—	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法附則第4条第14項
	34 居住用財産の譲渡損失の損益通算後の譲渡損失の金額の繰越控除の特例(買換資産に居住の用に供しない場合)	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者)	—	個人識別情報(省令附則第2条第3項)	納税義務者	—	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法附則第4条第15項
	35 住宅借入金特別税額控除申告書の提出	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者)	—	様式(55号の3、55号の4)	納税義務者	—	平成29年度以後の年度分の住民税に係る申告に適用	地方税法附則第5条の4第3項、第8項
	36 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の提出	納税義務者	—	都道府県、市町村	◎(納税義務者)	—	個人識別情報(省令附則第2条の5) 様式(55号の5)	納税義務者	—	平成28年1月1日以後の寄附に係る申請に適用	地方税法附則第7条第3項、第10項

税目 個人住民税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令	
		(経由)			個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
△ 37	寄附金税額控除に係る申告特例事項変更届出書の提出	納税義務者	—	都道府県、市町村	×(納税義務者)	—	様式(55号の6)	納税義務者	—	平成28年1月1日以後の寄附に係る届出に適用	地方税法附則第7条第4項、第11項
38	寄附金税額控除に係る申告特例通知書	都道府県、市町村	—	市町村	◎(納税義務者)	—	様式(55号の7)	納税義務者	—	平成28年1月1日以後の寄附に係る通知に適用	地方税法附則第7条第5項、第12項
39	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例	納税義務者	—	都道府県、市町村	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	個人・法人識別情報(省令附則第13条の3第6項第1号)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法附則第34条の2第2項、第5項 地方税法施行令附則第17条の2第1項、第3項、第4項、第6項
40	源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入申告書、納入済通知書、納入書の提出	特別徴収義務者	—	都道府県	—	◎(特別徴収義務者)	様式(12号の13、12号の15)	—	特別徴収義務者	平成28年1月1日以後の支払に係る納入申告等に適用	地方税法附則第35条の2の5第2項(地方税法第71条の31第2項を読み替え)
● 41	特別徴収義務者の所在地・名称変更届の提出	特別徴収義務者	—	市町村	×(特別徴収義務者)	○(特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる届出に適用	
● 42	特別徴収切替届出(依頼)書の提出	特別徴収義務者	—	市町村	×(納税義務者、特別徴収義務者(個人事業主の場合))	○(特別徴収義務者(法人等の場合))	—	—	—	平成29年度以後の年度分の住民税に係る届出に適用	

税目 個人住民税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
			(経由)		個人番号	法人番号		個人番号の記載	法人番号の記載		
1	納期限変更告知書の交付	市町村	—	納税義務者、特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者(個人事業主の場合))	×(特別徴収義務者(法人等の場合))	様式(2号)	記載しない	記載しない	—	地方税法第13条の2第3項
2	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置きに必要な事項を記載した書面の交付	都道府県、市町村	—	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第7条の4の7第1項、第47条の5第1項)	記載しない	記載しない	—	地方税法第26条第3項、第298条第3項 地方税法施行令第7条の4の7第1項、第47条の5第1項
3	普通徴収の納税通知	市町村	—	納税義務者	当面記載しない(納税義務者)	—	様式(1号の3)	当面記載しない(納税義務者)	—	当面記載しない	地方税法第43条、第319条の2第1項
4	退職所得等の分離課税の普通徴収に係る納税通知	市町村	—	納税義務者	当面記載しない(納税義務者)	—	様式(1号の4)	当面記載しない(納税義務者)	—	当面記載しない	地方税法第43条、第328条の13第4項
5	給与所得に係る特別徴収税額の通知、変更通知(特別徴収義務者)	市町村	—	特別徴収義務者	◎(納税義務者、特別徴収義務者(個人事業主の場合)) ※書面により送付する場合は当面記載しない	◎(特別徴収義務者(法人等の場合)) ※書面により送付する場合は当面記載しない	様式(3号)	納税義務者、特別徴収義務者(個人事業主の場合)	特別徴収義務者(法人等の場合)	平成29年度以後の年度分の住民税に係る通知に適用 (※は、平成30年度以後の年度分の住民税に係る通知に適用)	地方税法第43条、第321条の4第1項、第7項、第321条の6第1項、第2項 地方税法施行規則第2条第2項、第3項
6	給与所得に係る特別徴収税額の通知、変更通知(納税義務者)	市町村	特別徴収義務者	納税義務者	当面記載しない(納税義務者) ×特別徴収義務者(個人事業主の場合)	×(特別徴収義務者(法人等の場合))	様式(3号別表表面)	当面記載しない(納税義務者)	記載しない	当面記載しない	地方税法第43条、第321条の4第1項、第321条の6第1項
7	督促状の送付	市町村	—	納税義務者、特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者(個人事業主の場合))	×(特別徴収義務者(法人等の場合))	様式(4号)	記載しない	記載しない	—	地方税法第43条、第329条第1項
8	督促状の送付(退職所得に係る分離課税)	市町村	—	特別徴収義務者	×(特別徴収義務者(個人事業主の場合))	×(特別徴収義務者(法人等の場合))	様式(4号の2)	記載しない	記載しない	—	地方税法第43条、第329条第1項
9	退職所得に係る分離課税の更正(決定)通知の送付、過少申告加算金・不申告加算金・重加算金の通知	市町村	—	特別徴収義務者	×(特別徴収義務者(個人事業主の場合))	×(特別徴収義務者(法人の場合))	様式(5号の2)	記載しない	記載しない	—	地方税法第43条、第328条の9第4項、第328条の11第5項、第328条の12第4項
10	個人住民税の減免決定(不許可)通知	市町村	—	納税義務者	×(納税義務者)	—	—	—	—	—	地方税法第45条、第323条市(町・村)税条例(例)第51条第2項
11	道府県民税の賦課徴収に関する報告	市町村	—	都道府県	○(納税義務者、特別徴収義務者)	○(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	平成29年度以後の年度分の住民税に係る報告に適用	地方税法第46条第1項、第2項
12	市町村から都道府県への徴収、滞納処分の引き継ぎに係る通知	市町村	—	都道府県	○(納税義務者、特別徴収義務者(個人事業主の場合))	○(特別徴収義務者(法人等))	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第48条第3項

税目 個人住民税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号		個人番号の記載	法人番号の記載		
13	都道府県、市町村において徴収の引き継ぎを行った場合の納税義務者等への連絡	都道府県、市町村	—	納税義務者、特別徴収義務	×(納税義務者、特別徴収義務者(個人事業主の場合))	×(特別徴収義務者(法人等の場合))	—	—	—	—	地方税法第48条第3項、地方税法施行令第8条の4第2項
14	都道府県から市町村への徴収、滞納処分の状況に係る通知	都道府県	—	市町村	○(納税義務者、特別徴収義務者(個人事業主の場合))	○(特別徴収義務者(法人等の場合))	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第48条第7項
15	道府県民税利子割領収証書の送付	都道府県	—	特別徴収義務者	—	◎(特別徴収義務者)	様式(12号の6)	—	特別徴収義務者	平成28年1月1日以後の支払に係る領収証書の送付に適用	地方税法第71条の10第2項 地方税法施行規則第3条の7第2項
16	道府県民税利子割に係る更正(決定)の通知、過少申告加算金・不申告加算金・重加算金の通知	都道府県	—	特別徴収義務者	—	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第71条の11第4項、第71条の14第5項、第71条の15第4項
17	道府県民税利子割に係る督促	都道府県	—	特別徴収義務者	—	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第71条の17第1項
18	道府県民税配当割領収証書の送付	都道府県	—	特別徴収義務者	—	◎(特別徴収義務者)	様式(12号の9)	—	特別徴収義務者	平成28年1月1日以後の支払に係る領収証書の送付に適用	地方税法第71条の31第2項 地方税法施行規則第3条の10第2項
19	道府県民税配当割に係る更正(決定)の通知、過少申告加算金・不申告加算金・重加算金の通知	都道府県	—	特別徴収義務者	—	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第71条の32第4項、第71条の35第6項、第71条の36第4項
20	道府県民税配当割に係る督促	都道府県	—	特別徴収義務者	—	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第71条の38第1項
21	道府県民税株式等譲渡所得割領収証書の送付	都道府県	—	特別徴収義務者	—	◎(特別徴収義務者)	様式(12号の12)	—	特別徴収義務者	平成28年1月1日以後の所得に係る領収証書の送付に適用	地方税法第71条の51第2項 地方税法施行規則第3条の12第2項
22	道府県民税株式等譲渡所得割に係る更正(決定)の通知、過少申告加算金・不申告加算金・重加算金の通知	都道府県	—	特別徴収義務者	—	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第71条の52第4項、第71条の55第6項、第71条の56第4項
23	道府県民税株式等譲渡所得割に係る督促	都道府県	—	特別徴収義務者	—	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第71条の58第1項
24	住登外課税者を課税した場合の通知(294条3項通知)	市町村	—	市町村	○(住登外課税者)	—	—	—	—	平成29年度分以後の年度分の住民税に係る通知に適用	地方税法第294条第3項
25	市町村による所得計算の通知	市町村	—	税務署	○(市町村が所得の変更をした者)	—	—	—	—	平成28年1月1日以後の所得に係る通知に適用	地方税法第317条

税目 個人住民税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
			(経由)		個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
26	年金所得に係る特別徴収税額の通知(年金保険者)	市町村	—	年金保険者	◎(納税義務者)	◎(年金保険者)	個人・法人識別情報(省令第9条の6)	納税義務者	年金保険者	平成29年4月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第321条の7の5第1項(同法第321条の7の8第3項で準用する場合を含む)
27	年金所得に係る特別徴収税額の通知(納税義務者)	市町村	—	納税義務者	当面記載しない(納税義務者)	◎(年金保険者)	個人・法人識別情報(省令第9条の6)様式(1号の3)	当面記載しない(納税義務者)	年金保険者	平成29年4月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第321条の7の5第1項(同法第321条の7の8第3項で準用する場合を含む)
28	年金所得に係る特別徴収税額の通知をした後、特別徴収対象年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなった場合の通知(年金保険者)	市町村	—	年金保険者	○(納税義務者)	○(年金保険者)	—	—	—	平成29年4月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第321条の7の7第2項(同法第321条の7の8第3項で準用する場合を含む)
29	年金所得に係る特別徴収税額の通知をした後、特別徴収対象年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなった場合の通知(納税義務者)	市町村	—	納税義務者	当面記載しない(納税義務者)	○(年金保険者)	—	—	—	平成29年4月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第321条の7の7第2項(同法第321条の7の8第3項で準用する場合を含む)
30	寄附金税額控除に係る申告特例通知書	都道府県、市町村	—	市町村	◎(納税義務者)	—	様式(55号の7)	納税義務者	—	平成28年1月1日以後の寄附に係る通知に適用	地方税法附則第7条第5項、第12項
31	源泉口座内配当等に係る道府県民税配当割領収証書の送付	都道府県	—	特別徴収義務者	—	◎(特別徴収義務者)	様式(12号の15)	—	特別徴収義務者	平成28年1月1日以後の支払に係る領収証書の送付に適用	地方税法附則第35条の2の5第2項(地方税法第71条の31第2項を読み替え) 地方税法施行規則附則第18条(同規則3条の10第2項を読み替え)

税目 法人住民税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号		個人番号の記載	法人番号の記載		
1	納税管理人の申請、変更申請	納税義務者	—	都道府県	×(納税管理人)	○(納税義務者) ×(納税管理人)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第29条第1項
2	納税管理人の不要申請	納税義務者	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第29条第2項
3	確定申告及び中間申告並びにこれらに係る修正申告	法人	—	都道府県	—	◎(納税義務者、連結親法人)	様式(6号、6号別表1、6号の2、11号)	—	納税義務者(6号、6号別表1、6号の2、11号)、連結親法人(6号別表1)	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る申告に適用	地方税法第53条第1項、第4項、第19項、第22項及び第23項
4	予定申告及びこれに係る修正申告	法人	—	都道府県	—	◎(納税義務者)	様式(7号)	—	納税義務者	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る申告に適用	地方税法第53条第1項、第2項、第22項及び第23項
5	中間納付額の還付の請求	法人	—	都道府県	—	◎(納税義務者)	法人識別情報(政令第9条の2第1項)	—	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第53条第20項
6	外国税額控除に係る必要書類の提出	法人	—	都道府県	—	◎(納税義務者、分割法人等)	法人識別情報(省令第3条の2第2項及び第3項)	—	納税義務者、分割法人等	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る申告書に必要な書類に適用	地方税法第53条第24項
7	仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う還付の請求	法人	—	都道府県	—	◎(納税義務者)	法人識別情報(省令第3条の2の2第2項)	—	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第53条第34項
8	申告書の提出期限の延長の処分等の届出	法人	—	都道府県	—	◎(納税義務者、連結親法人)	様式(13号の2、14号)	—	納税義務者、連結親法人	平成28年1月1日以後に行われる届出に適用	地方税法第53条第38項及び第39項
9	確定申告書の提出期限の延長に係る関係道府県知事、区域内市町村長への通知	都道府県	—	都道府県、市町村	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第53条第40項及び第41項
10	更正の請求	法人	—	都道府県	—	◎(納税義務者、連結親法人)	様式(10号の3)	—	納税義務者、連結親法人	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第20条の9の3第1項、第2項及び第3項 地方税法第53条の2
11	租税条約に基づく単体法人の申立てが行われた場合における道府県民税の徴収猶予の申請	法人	—	都道府県	×(保証人)	◎(納税義務者) ×(保証人)	個人・法人識別情報(政令第9条の9の4第3項) 様式(10号の5)	記載しない	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第55条の2
12	租税条約に基づく単体法人の申立てが行われた場合における徴収猶予の通知	国税当局	—	都道府県	—	◎(納税義務者)	法人識別情報(省令第3条の4の2第1項、第2項及び第3項)	—	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第55条の3第1項、第2項及び第3項

税目 法人住民税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
13	租税条約に基づく単体法人の申立てが行われた場合における徴収猶予の通知	都道府県	—	都道府県、市町村	—	◎(納税義務者)	法人識別情報(省令第3条の4の2第1項、第2項及び第3項)	—	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第55条の3第4項及び第5項
14	租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における道府県民税の徴収猶予の申請	法人	—	都道府県	×(保証人)	◎(対象連結法人) ×(保証人)	個人・法人識別情報(政令第9条の9の5第3項)様式(10号の5)	記載しない	対象連結法人	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第55条の4
15	租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における徴収猶予の通知	国税当局	—	都道府県	—	◎(連結親法人、対象連結法人)	法人識別情報(省令第3条の4の4第1項、第2項及び第3項)	—	連結親法人、対象連結法人	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第55条の5第1項、第2項及び第3項
16	租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における徴収猶予の通知	都道府県	—	都道府県、市町村	—	◎(連結親法人、対象連結法人)	法人識別情報(省令第3条の4の4第1項、第2項及び第3項)	—	連結親法人、対象連結法人	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第55条の5第4項及び第5項
17	更正又は決定に伴う延滞金の減免の申請	法人	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第56条第4項
18	課税標準の分割に関する明細書の添付	法人	—	都道府県	—	×(納税義務者)	様式(10号)	—	記載しない	—	地方税法第57条第1項
19	分割基準が誤っている場合の修正の請求	都道府県	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第58条第4項
20	分割基準の修正等があった場合の関係都道府県等への通知	都道府県	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第58条第6項
21	主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事の処分不服がある場合の決定の申出に対する決定の通知	総務省	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申出に係る通知に適用	地方税法第59条第4項
22	法人の道府県民税の減免の申請	法人	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第61条
23	法人税の更正又は決定に係る法人税額等の通知	国税当局	—	都道府県	—	○(納税義務者) ※国税局と管轄内の地方団体との協議による	—	—	—	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る法人税額等の通知に適用	地方税法第63条第2項
24	法人税の更正又は決定に係る関係道府県知事、区域内市町村長への法人税額等の通知	都道府県	—	都道府県、市町村	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る法人税額等の通知に適用	地方税法第63条第3項及び第4項
25	納期限後に納付する法人の道府県民税に係る延滞金の減免の申請	法人	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第64条第3項

税目 法人住民税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号		個人番号の記載	法人番号の記載		
26	徴収金の納付	法人	—	都道府県	—	当面記載しない (納税義務者)	様式(12号の2)	—	当面記載しない (納税義務者)	当面記載しない	地方税法施行規則第3条第2項
27	法人の設立・異動等の届出	法人	—	都道府県	—	○(法人)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる届出に適用	条例
28	納税管理人の申請、変更申請	納税義務者	—	市町村	×(納税管理人)	○(納税義務者) ×(納税管理人)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第300条第1項
29	納税管理人の不要申請	納税義務者	—	市町村	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第300条第2項
30	確定申告及び中間申告並びにこれらに係る修正申告	法人	—	市町村	—	◎(納税義務者、 連結親法人)	様式(20号、 20号別表1、 20号別表4の3、 20号の2、 20号の3)	—	納税義務者(20号、 20号別表1、 20号別表4の3、 20号の2、22号の3)、 連結親法人(20号別表1)	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る申告に適用	地方税法第321条の8第1項、 第4項、第19項、第22項及び 第23項
31	予定申告及びこれに係る修正申告	法人	—	市町村	—	◎(納税義務者)	様式(20号の3)	—	納税義務者	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る申告に適用	地方税法第321条の8第1項、 第2項、第22項及び第23項
32	中間納付額の還付の請求	法人	—	市町村	—	◎(納税義務者)	法人識別情報(政令第48条の12第1項(政令第9条の2第1項の準用))	—	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第321条の8第20項
33	外国税額控除に係る必要書類の提出	法人	—	市町村	—	◎(納税義務者、 分割法人等)	法人識別情報(省令第10条の2の4第2項及び第3項)	—	納税義務者、 分割法人等	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る必要書類に適用	地方税法第321条の8第24項
34	仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う還付の請求	法人	—	市町村	—	◎(納税義務者)	法人識別情報(省令第10条の2の5第2項)	—	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第321条の8第34項
35	更正の請求	法人	—	市町村	—	◎(納税義務者、 連結親法人)	様式(10号の4)	—	納税義務者、 連結親法人	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第20条の9の3第1項、 第2項及び第3項 地方税法第321条の8の2
36	租税条約に基づく単体法人の申立てが行われた場合における市町村民税の徴収猶予の申請	法人	—	市町村	×(保証人)	◎(納税義務者) ×(保証人)	個人・法人識別情報(政令第48条の15の3第3項) 様式(22号の2の2)	記載しない	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第321条の11の2
37	租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における市町村民税の徴収猶予の申請	法人	—	市町村	×(保証人)	◎(対象連結法人) ×(保証人)	個人・法人識別情報(政令第48条の15の4第3項) 様式(22号の2の2)	記載しない	対象連結法人	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第321条の11の3

税目 法人住民税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号		個人番号の記載	法人番号の記載		
38	更正又は決定に伴う延滞金の減免の申請	法人	—	市町村	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第321条の12第4項
39	課税標準の分割に関する明細書の添付	法人	—	市町村	—	×(納税義務者)	様式(22号の2)	—	記載しない	—	地方税法第321条の13第1項
40	分割基準が誤っている場合の修正の請求	市町村	—	市町村	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第321条の14第4項
41	分割基準の修正等があった場合の関係市町村等への通知	市町村	—	市町村	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第321条の14第6項
42	主たる事務所又は事業所所在地の市町村長の処分不服がある場合の決定の申出	市町村	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申出に適用	地方税法第321条の15第1項
43	主たる事務所又は事業所所在地の市町村長の処分不服がある場合の決定の申出に対する決定の通知	総務省、都道府県	—	市町村	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申出に係る通知に適用	地方税法第321条の15第3項
44	道府県知事の決定に不服がある場合の裁決の申出に対する裁決の通知	総務省	—	市町村	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申出に係る通知に適用	地方税法第321条の15第8項
45	法人の市町村民税の減免の申請	法人	—	市町村	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第323条
46	納期限後に納付する法人の市町村民税に係る延滞金の減免の申請	法人	—	市町村	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第326条第3項
47	徴収金の納付	法人	—	市町村	—	当面記載しない(納税義務者)	様式(22号の4)	—	当面記載しない(納税義務者)	当面記載しない	地方税法施行規則第10条第2項
48	法人の設立・異動等の届出	法人	—	市町村	—	○(法人)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる届出に適用	地方税法第317条の2第8項 条例

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
			(経由)		個人番号	法人番号		個人番号の記載	法人番号の記載		
1	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置きに必要な事項を記載した書面の交付	都道府県、市町村	—	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第7条の4の6第1項、第47条の5第1項)	記載しない	—	—	地方税法第26条第3項 地方税法第298条第3項
2	仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う還付の請求について理由がない旨の通知	都道府県	—	納税義務者	—	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第53条第35項
3	分割基準が誤っている場合の修正の請求	都道府県	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第58条第4項
4	分割基準の修正等があった場合の関係都道府県等への通知	都道府県	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第58条第6項
5	分割基準の修正等があった場合の関係都道府県等への通知	都道府県	—	納税義務者	—	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第58条第6項
6	確定申告書の提出期限の延長に係る関係道府県知事、区域内市町村長への通知	都道府県	—	都道府県、市町村	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第53条第40項及び第41項
7	租税条約に基づく単体法人の申立てが行われた場合における徴収猶予の通知	都道府県	—	都道府県、市町村	—	◎(納税義務者)	法人識別情報(省令第3条の4の2第1項、第2項及び第3項)	—	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第55条の3第4項及び第5項
8	租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における徴収猶予の通知	都道府県	—	都道府県、市町村	—	◎(連結親法人、対象連結法人)	法人識別情報(省令第3条の4の4第1項、第2項及び第3項)	—	連結親法人、対象連結法人	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第55条の5第4項及び第5項
9	更正又は決定の通知	都道府県	—	納税義務者	—	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第55条第4項
10	法人の道府県民税の減免決定(不許可)の通知	都道府県	—	納税義務者	—	×(納税義務者)	—	—	—	—	条例
11	主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事の処分不服がある場合の決定の申出	都道府県	—	総務省	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申出に適用	地方税法第59条第1項
12	法人税の更正又は決定に係る関係道府県知事、区域内市町村長への法人税額等の通知	都道府県	—	都道府県、市町村	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る法人税額等の通知に適用	地方税法第63条第3項及び第4項
13	法人の道府県民税に係る督促	都道府県	—	納税義務者	—	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第66条第1項

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令	
			(経由)		個人番号	法人番号		個人番号の記載	法人番号の記載			
14	仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う還付の請求について理由がない旨の通知	市町村	—	納税義務者	—	×	納税義務者	—	—	—	—	地方税法第321条の8第35項
15	分割基準が誤っている場合の修正の請求	市町村	—	市町村	—	○	納税義務者	—	—	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	—	地方税法第321条の14第4項
16	分割基準の修正等があった場合の関係市町村等への通知	市町村	—	市町村	—	○	納税義務者	—	—	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	—	地方税法第321条の14第6項
17	分割基準の修正等があった場合の関係市町村等への通知	市町村	—	納税義務者	—	×	納税義務者	—	—	—	—	地方税法第321条の14第6項
18	更正又は決定の通知	市町村	—	納税義務者	—	×	納税義務者	—	—	—	—	地方税法第321条の11第4項
19	法人の市町村民税の減免決定(不許可)の通知	市町村	—	納税義務者	—	×	納税義務者	—	—	—	—	条例
20	主たる事務所又は事業所所在地の市町村長の処分不服がある場合の決定の申出	市町村	—	都道府県、総務省	—	○	納税義務者	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申出に適用	—	地方税法第321条の15第1項
21	主たる事務所又は事業所所在地の市町村長の処分不服がある場合の決定の申出に対する決定の通知	都道府県	—	市町村	—	○	納税義務者	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申出に係る通知に適用	—	地方税法第321条の15第3項
22	主たる事務所又は事業所所在地の市町村長の処分不服がある場合の決定の申出に対する決定の通知	都道府県	—	納税義務者	—	×	納税義務者	—	—	—	—	地方税法第321条の15第3項
23	道府県知事の決定に不服がある場合の裁決の申出	市町村	—	総務省	—	○	納税義務者	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申出に適用	—	地方税法第321条の15第4項
24	法人の市町村民税に係る督促	市町村	—	納税義務者	—	×	納税義務者	—	—	—	—	地方税法第329条第1項

税目 個人事業税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入力する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	納税管理人の申請、変更申請	納税義務者	—	都道府県	○(納税義務者) ×(納税管理人)	×(納税管理人)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第72条の9第1項
2	納税管理人の不要申請	納税義務者	—	都道府県	○(納税義務者)	—	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第72条の9第2項
3	鉱物の掘採事業と鉱物の精錬事業とを一貫して行う個人の所得の区分計算の承認申請	納税義務者	—	都道府県	×(納税義務者)	—	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第72条の49の16第3項
4	延滞金の減免の申請	納税義務者	—	都道府県	×(納税義務者)	—	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第72条の53第2項
5	2以上の都道府県において個人の行う事業に対する事業税に係る課税標準の通知	都道府県	—	都道府県	○(納税義務者)	—	—	—	—	平成28年1月1日の属する年以後の年分の所得に係る通知に適用	地方税法第72条の54第3項
6	道府県民税に関する書類の閲覧・記録	市町村	—	都道府県	○(納税義務者、事業専従者、扶養親族、障害者控除対象者)	—	—	—	—	平成28年1月1日の属する年以後の年分の所得に係る請求に適用	地方税法第72条の59第2項
7	事業税申告書の提出	納税義務者	—	都道府県	◎(納税義務者、事業専従者)	—	様式(14号の2)	納税義務者、事業専従者	—	平成28年1月1日の属する年以後の年分の所得に係る申告に適用	地方税法第72条の55第1項及び第2項
8	個人事業開業・休業・廃業届出書	納税義務者	—	都道府県	○(納税義務者)	—	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる届出に適用	地方税法第72条の55第4項
9	申告書の付記事項	納税義務者	—	都道府県	◎(事業専従者)	—	個人識別情報(省令第7条の2第2号)	事業専従者	—	平成28年1月1日の属する年以後の年分の所得に係る申告に適用	地方税法第72条の55の2第3項
10	個人事業税の減免の申請	納税義務者	—	都道府県	×(納税義務者) 相続人、生計を一にする親族、扶養親族等の障害者については、減免基準等に照らし、各団体において判断	—	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第72条の62

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
			(経由)		個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置きに必要な事項を記載した書面の交付	都道府県	—	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第20条の2第1項)	記載しない	—	—	地方税法第72条の7第4項
2	個人事業税に係る課税標準の更正の請求	都道府県	—	税務官署、税務官署を監督する税務官署	※総務省と国税庁で協議中	—	—	—	—	※総務省と国税庁で協議中	地方税法第72条の50第3項
3	納税通知書の交付	都道府県	—	納税義務者	当面記載しない(納税義務者)	—	—	—	—	当面記載しない	地方税法第72条の52
4	2以上の都道府県において個人の行う事業に対する事業税に係る課税標準の通知	都道府県	—	都道府県	○(納税義務者)	—	—	—	—	平成28年1月1日の属する年以後の年分の所得に係る通知に適用	地方税法第72条の54第3項
5	2以上の都道府県において個人の行う事業に対する事業税に係る課税標準の通知	都道府県	—	納税義務者	×(納税義務者)	—	—	—	—	—	地方税法第72条の54第3項
6	個人事業税における所得の通知	都道府県	—	税務官署	※総務省と国税庁で協議中	—	—	—	—	※総務省と国税庁で協議中	地方税法第72条の58
7	道府県民税に関する書類の閲覧・記録の請求	都道府県	—	市町村	○(納税義務者、事業専従者、扶養親族、障害者控除対象者)	—	—	—	—	平成28年1月1日の属する年以後の年分の所得に係る請求に適用	地方税法第72条の59第2項
8	事業税に係る督促	都道府県	—	納税義務者	×(納税義務者、事業専従者)	—	—	—	—	—	地方税法第72の66第1項
9	収入、事業内容等に係る調査の照会	都道府県	—	納税義務者	×(納税義務者)	—	—	—	—	—	条例
10	個人事業税の賦課決定の通知	都道府県	—	納税義務者	×(納税義務者)	—	—	—	—	—	条例
11	個人事業税の減免決定の通知	都道府県	—	納税義務者	×(納税義務者)	—	—	—	—	—	条例
12	個人事業税の課税免除に係る決定の通知	都道府県	—	納税義務者	×(納税義務者)	—	—	—	—	—	条例
13	鉱物の掘採事業と鉱物の精錬事業とを一貫して行う個人の所得の区分計算の承認の通知	都道府県	—	納税義務者	×(納税義務者)	—	—	—	—	—	条例
14	個人事業税課税台帳の提示	都道府県	—	納税義務者	×(納税義務者)	—	—	—	—	—	条例

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載	納税義務者の記載		
1	納税管理人の申請、変更申請	納税義務者	—	都道府県	×(納税管理人)	○(納税義務者) ×(納税管理人)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法72条の9第1項
2	納税管理人の不要申請	納税義務者	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法72条の9第2項
3	仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う還付の請求	法人	—	都道府県	—	◎(納税義務者)	法人識別情報(省令第4条の3の2第2項)	—	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第72条の24の10第6項
4	災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請	法人	—	都道府県	—	◎(納税義務者、連結親法人)	様式(13号)	—	納税義務者、連結親法人	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第72条の25第2項、第4項、第6項及び第7項 地方税法第72条の28第2項 地方税法第72条の29第2項
5	確定申告書の提出期限の延長に係る関係道府県知事への通知	都道府県	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法施行令第24条の3第6項 地方税法施行令第24条の4第6項 地方税法施行令第24条の4の2 地方税法施行令第24条の4の3第2項 地方税法施行令第24条の5
6	申告書の提出期限の延長の処分等の承認申請	法人	—	都道府県	—	◎(納税義務者、連結親法人)	様式(13号の2)	—	納税義務者、連結親法人	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第72条の25第3項及び第5項 地方税法第72条の28第2項 地方税法第72条の29第2項
7	申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出	法人	—	都道府県	—	◎(納税義務者、連結親法人)	様式(14号)	—	納税義務者、連結親法人	平成28年1月1日以後に行われる届出に適用	地方税法第72条の25第3項及び第5項 地方税法第72条の28第2項 地方税法第72条の29第3項
8	確定申告及び中間申告並びにこれらに係る修正申告	法人	—	都道府県	—	◎(納税義務者)	様式(6号、6号別表5、6号別表5の2、6号別表5の2の2、6号別表5の2の3、6号別表5の3、6号別表5の4、6号別表5の5、6号別表14)	—	納税義務者	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る申告に適用	地方税法第72条の25第8項から第10項まで 地方税法第72条の26第4項 地方税法第72条の28第2項 地方税法第72条の29第2項 地方税法第72条の33第2項及び第3項

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
			(経由)		個人番号	法人番号		個人番号の記載	法人番号の記載		
9	予定申告及びこれに係る修正申告	法人	—	都道府県	—	◎(納税義務者)	様式(7号)	—	納税義務者	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る申告に適用	地方税法第72条の26第4項 地方税法第72条の33第2項及び第3項
10	中間納付額の還付の請求	法人	—	都道府県	—	◎(納税義務者)	法人識別情報(政令第25条第1項)	—	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第72条の28第4項
11	更正の請求	法人	—	都道府県	—	◎(納税義務者、連結親法人)	様式(10号の3)	—	納税義務者、連結親法人	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第20条の9の3第1項、第2項及び第3項 地方税法第72条の33の2
12	外形対象法人の徴収猶予等の申請	法人	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第72条の38の2 条例
13	租税条約に基づく単体法人の申立てが行われた場合における事業税の徴収猶予の申請	法人	—	都道府県	×(保証人)	×(保証人) ◎(納税義務者)	個人・法人識別情報(政令第32条の2第4項) 様式(10号の5)	記載しない	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第72条の39の2第1項 地方税法施行令第32条の2第4項4号
14	租税条約に基づく単体法人の申立てが行われた場合における徴収猶予の通知	国税当局	—	都道府県	—	◎(納税義務者)	法人識別情報(省令第5条の3第1項、第2項及び第3項)	—	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第72条の39の3第1項、第2項及び第3項
15	租税条約に基づく単体法人の申立てが行われた場合における徴収猶予の通知	都道府県	—	都道府県	—	◎(納税義務者)	法人識別情報(省令第5条の3第1項、第2項及び第3項)	—	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第72条の39の3第4項
16	租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における事業税の徴収猶予の申請	法人	—	都道府県	×(保証人)	×(保証人) ◎(対象連結法人)	個人・法人識別情報(政令第32条の3第4項) 様式(10号の5)	記載しない	対象連結法人	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第72条の39の4第1項 地方税法施行令第32条の3第4項4号
17	租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における徴収猶予の通知	国税当局	—	都道府県	—	◎(連結親法人、対象連結法人)	法人識別情報(省令第5条の5第1項、第2項及び第3項)	—	連結親法人、対象連結法人	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第72条の39の5第1項、第2項及び第3項
18	租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における徴収猶予の通知	都道府県	—	都道府県	—	◎(連結親法人、対象連結法人)	法人識別情報(省令第5条の5第1項、第2項及び第3項)	—	連結親法人、対象連結法人	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第72条の39の5第4項
19	更正又は決定に伴う延滞金の減免の申請	法人	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第72条の44第4項
20	納期限後に納付する法人の事業税に係る延滞金の減免の申請	法人	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第72条の45第3項
21	課税標準の分割に関する明細書の添付	法人	—	都道府県	—	×(納税義務者)	様式(10号、10号別表)	—	記載しない	—	地方税法第72条の48第1項
22	分割法人の課税標準額の総額に係る更正等の請求	都道府県	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第72条の48の2第2項
23	分割基準の誤りによる法人の事業税の更正請求に伴う分割基準の修正に関する届出	法人	—	都道府県	—	◎(納税義務者)	法人識別情報(省令第6条の4第2項) 様式(10号の2)	—	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる届出に適用	地方税法第72条の48の2第4項

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載	納税義務者、連結親法人		
24	分割基準の誤りに係る法人の事業税の更正の請求	法人	—	都道府県	—	◎(納税義務者、連結親法人)	様式(10号の3)	—	納税義務者、連結親法人	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第72条の48の2第5項
25	分割法人の課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定に係る総務大臣の指示	総務省	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる請求に係る指示に適用	地方税法第72条の48の2第8項
26	分割法人の課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要がない場合の通知	総務省	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる請求に係る通知に適用	地方税法第72条の48の2第9項
27	法人の事業税の減免の申請	法人	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第72条の49の4条例
28	徴収金の納付	法人	—	都道府県	—	当面記載しない(納税義務者)	様式(12号の2)	—	当面記載しない(納税義務者)	当面記載しない	地方税法施行規則第5条第2項
29	非課税事業等に係る所得金額の計算書の提出	農事組合法人、医療法人等	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る計算書の提出に適用	条例
30	法人の設立・異動等の届出	法人	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる届出に適用	条例

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置きに必要な事項を記載した書面の交付	都道府県	—	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第20条の2第1項)	記載しない	—	—	地方税法第72条の7第1項及び第4項
2	確定申告書の提出期限延長に係る関係道府県知事への通知	都道府県	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法施行令第24条の3第6項 地方税法施行令第24条の4第6項 地方税法施行令第24条の4の2 地方税法施行令第24条の4の3第2項 地方税法施行令第24条の5
3	仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う還付の請求について理由がない旨の通知	都道府県	—	納税義務者	—	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第72条の24の10第7項
4	租税条約に基づく単体法人の申立てが行われた場合における徴収猶予の通知	都道府県	—	都道府県	—	◎(納税義務者)	法人識別情報(省令第5条の3第1項、第2項及び第3項)	—	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第72条の39の3第4項
5	租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における徴収猶予の通知	都道府県	—	都道府県	—	◎(連結親法人、対象連結法人)	法人識別情報(省令第5条の5第1項、第2項及び第3項)	—	連結親法人、対象連結法人	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第72条の39の5第4項
6	税務官署に対する更正又は決定の請求	都道府県	—	国税当局	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る請求に適用	地方税法第72条の40第1項
7	更正又は決定の通知	都道府県	—	納税義務者	—	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第72条の42
8	過少申告加算金又は不申告加算金の決定の通知	都道府県	—	納税義務者	—	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第72条の46第5項
9	重加算金の決定の通知	都道府県	—	納税義務者	—	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第72条の47第4項
10	分割法人の課税標準額の総額の更正又は決定の請求	都道府県	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第72条の48の2第2項
11	分割基準の修正又は決定の請求	都道府県	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第72条の48の2第6項
12	分割法人の課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定につき都道府県間で意見を異にする場合の総務大臣への照会	都道府県	—	総務省	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる照会に適用	地方税法第72条の48の2第7項
13	総務大臣の指示により分割法人の課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定を行った場合の関係道府県知事への通知及び総務大臣への報告	都道府県	—	都道府県、総務省	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる報告に適用	地方税法第72条の48の2第8項

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
			(経由)		個人番号	法人番号		個人番号の記載	法人番号の記載		
14	分割法人の課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定に係る関係都道府県知事への通知	都道府県	—	都道府県	—	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第72条の48の2第12項
15	法人の事業税の減免決定(不許可)の通知	都道府県	—	納税義務者	—	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第72条の49の4条例
16	法人事業税に係る督促	都道府県	—	納税義務者	—	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第72条の66

税目 地方消費税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発元元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令	
		(経由)			個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	譲渡割の中間申告	消費税に係る中間申告書を提出する義務がある事業者	-	国(都道府県)	◎(申告者)	◎(申告者)	個人・法人識別情報(省令第7条の2の4第1項第1号)	申告者	申告者	平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る申告に適用	地方税法第72条の87
2	譲渡割の確定申告	消費税に係る確定申告書を提出する義務がある事業者	-	国(都道府県)	◎(申告者)	◎(申告者)	個人・法人識別情報(省令第7条の2の5第1項第1号)	申告者	申告者	平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る申告に適用	地方税法第72条の88第1項
3	譲渡割の還付申告	消費税の還付を受ける事業者	-	国(都道府県)	◎(申告者)	◎(申告者)	個人・法人識別情報(省令第7条の2の5第2項第1号)	申告者	申告者	平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る申告に適用	地方税法第72条の88第2項
4	死亡の場合の譲渡割の確定申告	消費税に係る確定申告書を提出する義務を引き継いだ相続人(承継相続人)	-	国(都道府県)	◎(連署による一つの書面で提出する場合)申告者(承継相続人) × 被相続人	-	個人・法人識別情報(省令第7条の2の6第1項第1号、第2号)	申告者(承継相続人)	-	平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る申告に適用	地方税法第72条の88第1項、第2項 地方税法施行規則第7条の2の6第1項、第2項
					◎(各別に提出する場合)申告者(承継相続人) × (被相続人、他の承継相続人)			申告者(承継相続人)	-		
5	死亡の場合の譲渡割の中間申告	消費税に係る確定申告書を提出する義務を引き継いだ相続人(承継相続人)	-	国(都道府県)	◎(連署による一つの書面で提出する場合)申告者(承継相続人) × (被相続人)	-	個人・法人識別情報(省令第7条の2の6第1項第1号、第2号)	申告者(承継相続人)	-	平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る申告に適用	地方税法第72条の88第1項、第2項 地方税法施行規則第7条の2の6第1項、第2項
					◎(各別に提出する場合)申告者(承継相続人) × (被相続人、他の承継相続人)			申告者(承継相続人)	-		
6	譲渡割の期限後申告及び修正申告	消費税の申告書の提出期限後に申告書を提出した事業者等	-	国(都道府県)	○(申告者)	○(申告者)	-	-	-	平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る申告に適用	地方税法第72条の89
7	譲渡割の更正の請求	譲渡割の確定申告書等を提出した事業者	-	国(都道府県)	○(申告者)	○(申告者)	-	-	-	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第72条の90
8	譲渡割の納付	納税義務者	-	国(都道府県)	×(納税義務者)	×(納税義務者)	-	-	-	-	地方税法第72条の87、第72条の88第1項、第72条の89

※地方消費税については、地方税法附則9条の4及び9条の5により、当分の間、国が賦課徴収を行うため、地方税法施行規則に様式は定められていない。

税目 地方消費税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載		
1	更正及び決定の通知	都道府県	—	納税義務者	—	×(納税義務者)	—	—	—	地方税法第72条の93第5項
2	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置きに必要な事項を記載した書面の交付	都道府県	—	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第35条の7の4第1項)	記載しない	—	地方税法施行令第35条の7の4第1項

※地方消費税については、地方税法附則9条の4及び9条の5により、当分の間、国が賦課徴収を行うため、地方税法施行規則に様式は定められていない。

税目 不動産取得税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
		(経由)			個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	納税管理人の申請、変更申請	納税義務者	—	都道府県	○(納税義務者) ×(納税管理人)	○(納税義務者) ×(納税管理人)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第73条の10第1項
2	納税管理人の不要申請	納税義務者	—	都道府県	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第73条の10第2項
3	新築住宅等に係る課税標準の特例措置の適用に係る申告	納税義務者	—	都道府県	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法第73条の14第4項
4	不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告	不動産を取得した者	市町村	都道府県	○(不動産を取得した者)	○(不動産を取得した者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申告又は報告に適用	地方税法第73条の18第1項、第2項
5	不動産取得税の賦課徴収に関する申告書若しくは報告書の送付又は不動産取得の事実の通知	市町村	—	都道府県	○(不動産を取得した者)	○(不動産を取得した者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる送付又は通知に適用	地方税法第73条の18第3項
6	固定資産課税台帳等の供覧等	市町村	—	都道府県	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる供覧に適用	地方税法第73条の23
7	住宅用土地に係る税額の特例措置の適用に係る申告等(地方税法第73条の27の2から第73条の27の6までに規定する特例措置についても同様)	納税義務者	—	都道府県	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法第73条の24第4項、第73条の25第1項、第73条の27第1項
8	不動産取得税の減免の申請	納税義務者	—	都道府県	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第73条の31
9	贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予に係る書類の提出	納税義務者	—	都道府県	◎(納税義務者)	—	個人識別情報(政令附則第10条第9項、省令附則第4条第11項)	納税義務者	—	平成28年1月1日以後に提出される書類に適用	地方税法附則第12条、地方税法施行令附則第10条第9項、第16項 地方税法施行規則附則第4条第11項
10	贈与により取得した農地等に関する農業委員会等の通知	農業委員会 市町村 等	—	都道府県	◎(納税義務者)	—	個人識別情報(省令附則第4条第12項、第13項)	納税義務者	—	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法附則第12条 地方税法施行令附則第10条第18項、第19項 地方税法施行規則附則第4条第12項、第13項
11	東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の特例に係る書類の提出	納税義務者	—	都道府県	○(納税義務者) ×(被災家屋等の所有者)	○(納税義務者) ×(被災家屋等の所有者)	個人・法人識別情報(被災家屋等の所有者)(省令附則第22条の3)	記載しない (被災家屋等の所有者)	記載しない (被災家屋等の所有者)	平成28年1月1日以後に提出される書類に適用	地方税法附則第51条 地方税法施行令附則第31条第7項 地方税法施行規則附則第22条の3

税目 不動産取得税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
			(経由)		個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置きに必要な事項を記載した書面の交付	都道府県	—	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第37条の15の2第1項)	記載しない	—	—	地方税法第73条の8第4項 地方税法施行令第37条の15の2第1項
2	不動産取得税の納税通知書の交付	都道府県	—	納税義務者	当面記載しない(納税義務者)	当面記載しない(納税義務者)	—	—	—	当面記載しない	地方税法第73条の17第2項
3	不動産取得税の賦課徴収に関する申告書若しくは報告書の送付又は不動産取得の事実の通知	市町村	—	都道府県	○(不動産を取得した者)	○(不動産を取得した者)	—	—	—	平成28年1月1日以後の申告若しくは報告又は不動産取得に係る通知に適用	地方税法第73条の18第3項
4	固定資産課税台帳等の供覧等の請求	都道府県	—	市町村	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第73条の23
5	不動産取得税の減免決定(不許可)通知	都道府県	—	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第73条の31
6	不動産取得税に係る督促	都道府県	—	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第73条の34第1項
7	贈与により取得した農地等に関する都道府県の通知	都道府県	—	農業委員会 市町村 等	◎(納税義務者)	—	個人識別情報(省令附則第4条第14項)	納税義務者	—	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法附則第12条 地方税法施行令附則第10条第20項 地方税法施行規則附則第4条第14項

税目 道府県たばこ税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	製造たばこが課税免除事由に該当することを証するに足る書類の提出	納税義務者	—	都道府県	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第74条の6第2項 地方税法施行規則第8条の4
2	道府県たばこ税に係る申告書等の提出(申告納付すべきたばこ税額がない場合を含む。)	納税義務者	—	都道府県	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(16号、16号別表1、16号別表2、16号の2、16号の2別表1、16号の2別表2、16号の2別表3、16号の3、16号の5、48号の2、48号の2別表、48号の3)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る申告に適用	地方税法第74条の10、第74条の12 地方税法施行規則第8条の5、第8条の6、第8条の7、第8条の9 平成27年度改正法附則第12条第4項
△ 3	申告書の提出期限の特例に係る申請書の提出	納税義務者	—	総務省	×(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(16号の6、16号の6別表)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第74条の10第3項 地方税法施行規則第8条の8
4	道府県たばこ税の納付	納税義務者	—	都道府県	×(納税義務者)	×(納税義務者)	様式(16号の4)	記載しない	記載しない	—	地方税法第74条の9 地方税法施行規則第8条の5第2項
5	還付請求申告書の提出	納税義務者	—	都道府県	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(16号の5、16号の7、48号の4)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる還付請求に係る申告に適用	地方税法第74条の14 地方税法施行規則第8条の6、第8条の7、第8条の9
● 6	納期限の延長の申請	納税義務者	—	都道府県	×(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第74条の11
7	修正申告書の提出	納税義務者	—	都道府県	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(16号、16号の2、16号の3、16号の5、48号の2、48号の3)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る申告に適用	地方税法第74条の12 地方税法施行規則第8条の5
8	営業の廃業等の報告	特定販売業者、卸売販売業者	—	都道府県	◎(特定販売業者、卸売販売業者)	◎(特定販売業者、卸売販売業者)	様式(16号の8)	特定販売業者、卸売販売業者	特定販売業者、卸売販売業者	平成28年1月1日以後に行われる報告に適用	地方税法第74条の16 地方税法施行規則第8条の10

税目 道府県たばこ税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置きに必要な事項を記載した書面の交付	都道府県	—	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報 (政令第39条の10の2第1項)	記載しない	—	—	地方税法第74条の7第6項 地方税法施行令第39条の10の2第1項
2	道府県たばこ税の普通徴収の納税通知書の交付	都道府県	—	納税義務者	当面記載しない (納税義務者)	当面記載しない (納税義務者)	—	—	—	当面記載しない	地方税法第74条の9、第74条の13
3	道府県たばこ税に係る更正及び決定の通知、過少申告加算金・不申告加算金・重加算金の通知	都道府県	—	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第74条の12の2、 第74条の20、第74条の23、 第74条の24
4	道府県たばこ税に係る督促	都道府県	—	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第74条の25
5	納期限延長許可・不許可決定通知	都道府県	—	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第74条の11

税目 ゴルフ場利用税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報入手する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
			(経由)		個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	国民体育大会競技としてゴルフを行う場合の道府県知事又は道府県の教育委員会の証明の申請	納税義務者	—	特別徴収義務者(都道府県)	×(納税義務者)	—	—	—	—	—	地方税法第75条の3第1号
2	学校の教育活動としてゴルフを行う場合の学長又は校長の証明の申請	納税義務者	—	特別徴収義務者(都道府県)	×(納税義務者)	—	—	—	—	—	地方税法第75条の3第2号
3	納税管理人の申請、変更申請	特別徴収義務者	—	都道府県	○(特別徴収義務者) ×(納税管理人)	○(特別徴収義務者) ×(納税管理人)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第79条第1項
4	納税管理人不要申請	特別徴収義務者	—	都道府県	○(特別徴収義務者)	○(特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第79条第2項
5	納入申告書の提出	特別徴収義務者	—	都道府県	○(特別徴収義務者)	○(特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後の分を申告する際に行われる納入申告に適用	地方税法第83条第2項
6	特別徴収義務者としての登録の申請	特別徴収義務者	—	都道府県	○(特別徴収義務者)	○(特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第84条第1項
7	特別徴収義務者としての登録事項の変更(休止・廃止を含む)の申請	特別徴収義務者	—	都道府県	○(特別徴収義務者)	○(特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	条例
● 8	特別徴収義務者の証票の再交付の申請	特別徴収義務者	—	都道府県	×(特別徴収義務者)	○(特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	条例
● 9	不均一課税適用ゴルフ場に係る承認の申請	特別徴収義務者	—	都道府県	×(特別徴収義務者)	○(特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	条例
● 10	不均一課税適用ゴルフ場に係る利用者一覧表の提出	特別徴収義務者	—	都道府県	×(特別徴収義務者) ×(ゴルフ場利用者)	○(特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後の分を申告する際に提出される一覧表に適用	条例
● 11	非課税適用ゴルフ場に係る承認の申請	特別徴収義務者	—	都道府県	×(特別徴収義務者)	○(特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	条例
● 12	非課税適用ゴルフ場に係る利用者一覧表の提出	特別徴収義務者	—	都道府県	×(特別徴収義務者) ×(ゴルフ場利用者)	○(特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後の分を申告する際に提出される一覧表に適用	条例
● 13	求償権に基づく訴えを提起した場合における援助の申請	特別徴収義務者	—	都道府県	×(特別徴収義務者)	○(特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第83条第4項 条例

税目 ゴルフ場利用税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号		個人番号の記載	法人番号の記載		
1	求償権に基づく訴えを提起した場合における援助の通知	都道府県	—	特別徴収義務者	×(特別徴収義務者、ゴルフ場利用者)	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第83条第4項
2	特別徴収義務者の証票の交付	都道府県	—	特別徴収義務者	×(特別徴収義務者)	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第84条第2項
3	更正又は決定の通知	都道府県	—	特別徴収義務者	×(特別徴収義務者)	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第87条第4項
4	過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知	都道府県	—	特別徴収義務者	×(特別徴収義務者)	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第90条第5項
5	重加算金額の決定の通知	都道府県	—	特別徴収義務者	×(特別徴収義務者)	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第91条第4項
6	ゴルフ場利用税に係る督促	都道府県	—	特別徴収義務者	×(特別徴収義務者)	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第92条第1項
7	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置きに必要な事項を記載した書面の交付	都道府県	—	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第40条第1項)	記載しない	—	—	地方税法第77条第4項 地方税法施行令第40条第1項
8	ゴルフ場の等級決定(変更)通知	都道府県	—	特別徴収義務者	×(特別徴収義務者)	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	条例
9	不均一課税適用ゴルフ場に係る承認等の通知	都道府県	—	特別徴収義務者	×(特別徴収義務者)	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	条例
10	非課税適用ゴルフ場に係る承認等の通知	都道府県	—	特別徴収義務者	×(特別徴収義務者)	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	条例

税目 自動車取得税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	自動車取得税の申告書又は報告書の提出	納税義務者	—	都道府県	当面記載しない (納税義務者)	当面記載しない (納税義務者)	様式(16号の9)	当面記載しない (納税義務者)	当面記載しない (納税義務者)	当面記載しない	地方税法第122条第1項、第2項 地方税法施行規則第8条の15
2	自動車取得税の期限後申告及び修正申告	納税義務者	—	都道府県	当面記載しない (納税義務者)	当面記載しない (納税義務者)	個人・法人識別情報 (省令第8条の18) 様式(16号の9)	当面記載しない (納税義務者)	当面記載しない (納税義務者)	当面記載しない	地方税法第123条第1項、第2項 地方税法施行規則第8条の18
3	自動車取得税の納付	納税義務者	—	都道府県	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第124条
4	自動車取得税の徴収猶予・還付等の申請	納税義務者	—	都道府県	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第125条第1項、第2項、第6項
5	自動車取得税の減免の申請	納税義務者	—	都道府県	当面記載しない (納税義務者) ×(納税義務者以外)	当面記載しない (納税義務者) ×(納税義務者以外)	—	—	—	当面記載しない	地方税法第128条
6	附則第52条第1項の適用を受ける自動車であることに関する書類の提出	納税義務者	—	都道府県	◎(納税義務者) ×(被災自動車等の所有者)	◎(納税義務者) ×(被災自動車等の所有者)	個人・法人識別情報 (納税義務者、被災自動車等の所有者)(省令附則第23条第1項)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に提出される書類に適用	地方税法附則第52条第1項 地方税法施行令附則第32条第5項 地方税法施行規則附則第23条第1項
7	附則第52条第2項又は第3項の適用を受ける自動車であることに関する書類の提出	納税義務者	—	都道府県	◎(納税義務者) ×(被災自動車等の所有者)	◎(納税義務者) ×(被災自動車等の所有者)	個人・法人識別情報 (納税義務者、被災自動車等の所有者)(省令附則第23条第2項)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に提出される書類に適用	地方税法附則第52条第2項、第3項 地方税法施行令附則第32条第5項 地方税法施行規則附則第23条第2項

税目 自動車取得税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置きに必要な事項を記載した書面の交付	都道府県	—	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第42条の4の2第1項)	記載しない	—	—	地方税法第116条第4項 地方税法施行令第42条の4の2第1項
2	自動車取得税の減免決定(不許可)通知	都道府県	—	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第128条
3	自動車取得税の更正又は決定の通知	都道府県	—	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第129条第4項
4	自動車取得税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知	都道府県	—	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第132条第5項
5	自動車取得税に係る督促	都道府県	—	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第134条第1項

税目 軽油引取税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入力する手続

項番	事務手続	発元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
		発元	(経由)		個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	軽油引取税納入申告書の提出	登録特別徴収義務者	—	都道府県	◎(登録特別徴収義務者) ×(納入を受けた者、引渡しに係る軽油の納入を行った者)	◎(登録特別徴収義務者) ×(納入を受けた者、引渡しに係る軽油の納入を行った者)	様式(16号の10、16号の10別表)	登録特別徴収義務者(16号の10様式のみ記載)	登録特別徴収義務者(16号の10様式のみ記載)	平成28年1月1日以後に開始する課税期間(1月分)に係る納入申告に適用	地方税法第144条の14第2項
2	軽油引取税を課さないこととされる軽油の数量を証する書類の提出	登録特別徴収義務者	—	都道府県	×(輸出者)	×(輸出者)	個人・法人識別情報(省令第8条の37第1号)	記載しない	記載しない	—	地方税法施行規則第8条の37第1号
3	軽油引取税納付申告書の提出	納税義務者	—	都道府県	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(16号の12、16号の12別表)	納税義務者(16号の12様式のみ記載)	納税義務者(16号の12様式のみ記載)	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法第144条の18第1項
4	軽油引取税の還付・納入義務免除申請書の提出	特別徴収義務者	—	都道府県	◎(特別徴収義務者) ×(軽油の引取者)	◎(特別徴収義務者) ×(軽油の引取者)	様式(16号の14)	特別徴収義務者	特別徴収義務者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第144条の30第1項
5	免税軽油譲渡届出書の提出	免税軽油使用者	—	都道府県	×(免税軽油使用者、免税軽油譲受者)	×(免税軽油使用者、免税軽油譲受者)	様式(16号の15)	記載しない	記載しない	—	地方税法施行令第43条の4第1項
6	免税軽油使用者証交付申請書の提出(地方税法第144条の6に規定する免税用途)	免税軽油使用者	—	都道府県	◎(免税軽油使用者) ×(免税軽油を使用する機械・車両又は設備の所有者)	◎(免税軽油使用者) ×(免税軽油を使用する機械・車両又は設備の所有者)	個人・法人識別情報(省令第8条の38第1項) 様式(16号の16)	免税軽油使用者	免税軽油使用者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法施行令第43条の15第1項
7	免税軽油使用者証交付申請書の提出(地方税法附則第12条の2の7第1項に規定する免税用途)	免税軽油使用者	—	都道府県	×(免税軽油使用者、免税軽油を使用する機械・車両又は設備の所有者)	×(免税軽油使用者、免税軽油を使用する機械・車両又は設備の所有者)	個人・法人識別情報(省令第4条の7第10項) 様式(16号の16の2)	記載しない	記載しない	—	地方税法施行令第10条の2の2第8項
8	免税軽油使用者証共同交付申請書の提出(地方税法第144条の6に規定する免税用途)	免税軽油使用者	—	都道府県	◎(代表者) ×(代表者以外の免税軽油使用者、免税対象機械等の所有者)	◎(代表者) ×(代表者以外の免税軽油使用者、免税対象機械等の所有者)	個人・法人識別情報(省令第8条の38第1項) 様式(16号の17)	代表者	代表者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法施行令第43条の15第1項

税目 軽油引取税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
			(経由)		個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
9	免税軽油使用者証共同交付申請書の提出(地方税法附則第12条の2の7第1項に規定する免税用途)	免税軽油使用者	—	都道府県	×(代表者、代表者以外の免税軽油使用者、免税対象機械等の所有者)	×(代表者、代表者以外の免税軽油使用者、免税対象機械等の所有者)	個人・法人識別情報(省令附則第4条の7第10項) 様式(16号の17の2)	記載しない	記載しない	—	地方税法施行令附則第10条の2の2第8項
10	免税軽油使用者証交付申請に係る誓約書の提出	免税軽油使用者	—	都道府県	×(免税軽油使用者、共同申請の場合における代表者及び代表者以外の免税軽油使用者)	×(免税軽油使用者、共同申請の場合における代表者及び代表者以外の免税軽油使用者)	様式(16号の18)	記載しない	記載しない	—	地方税法施行令第43条の15第1項
11	免税証交付申請書の提出	免税軽油使用者	—	都道府県	×(免税軽油使用者、共同申請の場合における代表者、販売業者)	×(免税軽油使用者、共同申請の場合における代表者、販売業者)	様式(16号の21)	記載しない	記載しない	—	地方税法施行令第43条の15第7項
12	免税証の共同交付申請に係る共同申請明細書の提出	免税軽油使用者	—	都道府県	×(代表者、代表者以外の免税軽油使用者、免税軽油を使用する動力機関の所有者)	×(代表者、代表者以外の免税軽油使用者、免税軽油を使用する動力機関の所有者)	様式(16号の22)	記載しない	記載しない	—	地方税法施行令第43条の15第9項
13	免税証交付申請先届出書の提出	免税軽油使用者	—	都道府県	×(免税軽油使用者)	×(免税軽油使用者)	様式(16号の23)	記載しない	記載しない	—	地方税法施行令第43条の15第13項
14	法第144条の21第1項ただし書の規定による申請に基づく免税証の交付に係る通知	都道府県	—	都道府県	×(販売業者)	×(販売業者)	様式(16号の24)	記載しない	記載しない	—	地方税法第144条の21第9項
15	元売業者指定申請書の提出	元売業者の指定を申請しようとする者	都道府県	総務省	×(申請者、指定に係る欠格要件該当役員)	◎(申請者)	様式(16号の25)	記載しない	申請者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第144条の7第1項、地方税法施行規則第8条の32第1項
16	元売業者指定申請書添付書類の提出	元売業者の指定を申請しようとする者	都道府県	総務省	×(申請者、系列販売業者、販売先)	×(申請者、系列販売業者、販売先)	個人・法人識別情報(省令第8条の32第1項)	記載しない	記載しない	—	地方税法施行規則第8条の32第1項
17	元売業者、特約業者又は仮特約業者の指定申請に係る誓約書の提出	元売業者、特約業者又は仮特約業者の指定を申請しようとする者	(元売業者の指定にあっては都道府県)	都道府県 (元売業者の指定の場合は総務省)	×(申請者)	×(申請者)	様式(16号の26)	記載しない	記載しない	—	地方税法施行規則第8条の32第1項第4号、第8条の33第2号、第8条の34第2号
18	元売業者、特約業者又は仮特約業者の指定申請に係る誓約書の提出	元売業者、特約業者又は仮特約業者の指定を申請しようとする者	(元売業者の指定にあっては都道府県)	都道府県 (元売業者の指定の場合は総務省)	×(申請者)	×(申請者)	様式(16号の27)	記載しない	記載しない	—	地方税法施行規則第8条の32第1項第5号、第8条の33第3号、第8条の34第3号

税目 軽油引取税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入力する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令	
			(経由)		個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
19	仮特約業者指定申請書の提出	仮特約業者の指定を受けようとする者	—	都道府県	◎(申請者) ×(契約元売業者、指定に係る欠格要件該当役員)	◎(申請者) ×(契約元売業者)	様式(16号の28)	申請者	申請者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第144条の8第1項
20	仮特約業者指定申請書添付書類の提出	仮特約業者の指定を受けようとする者	—	都道府県	×(申請者)	×(申請者)	—	—	—	—	地方税法施行規則第8条の33第1項
21	特約業者指定申請書の提出	特約業者の指定を受けようとする者	—	都道府県	◎(申請者) ×(契約元売業者、指定に係る欠格要件該当役員)	◎(申請者) ×(契約元売業者)	様式(16号の29)	申請者	申請者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第144条の9第1項
22	特約業者指定申請書添付書類の提出	特約業者の指定を受けようとする者	—	都道府県	×(申請者)	×(申請者)	—	—	—	—	地方税法施行規則第8条の34第1項
23	免税軽油の引取り等に係る報告書の提出	免税軽油使用者証の交付を受けた者	—	都道府県	×(免税軽油使用者、販売業者)	×(免税軽油使用者、販売業者)	個人・法人識別情報(省令第8条の39第1項、附則第4条の7第12項) 様式(16号の30、16号の30の2)	記載しない	記載しない	—	地方税法第144条の27第1項、地方税法施行規則第8条の39第1項、附則第4条の7第12項
24	免税軽油の引取り等に係る報告書添付書類の提出	免税軽油使用者証の交付を受けた者	—	都道府県	×(免税軽油の引渡しを行った販売業者)	×(免税軽油の引渡しを行った販売業者)	—	—	—	—	地方税法施行規則第8条の39第2項
25	製造承認申請書の提出	法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定により軽油の製造承認を受けようとする者	—	都道府県	◎(申請者) ×(譲渡先、製造の委託を受けている者、原材料の仕入先)	◎(申請者) ×(製造の委託を受けている者、原材料の仕入先、譲渡先)	個人・法人識別情報(省令第8条の41第1号) 様式(16号の31)	申請者	申請者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第144条の32第1項第1号、第2号
26	燃料炭化水素油譲渡承認申請書の提出	法第144条の32第1項第3号の規定による譲渡の承認を受けようとする者	—	都道府県	◎(申請者) ×(譲渡先)	◎(申請者) ×(譲渡先)	個人・法人識別情報(省令第8条の41第2号) 様式(16号の32)	申請者	申請者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第144条の32第1項第3号
27	燃料炭化水素油消費承認申請書の提出	法第144条の32第1項第4号の規定による消費の承認を受けようとする者	—	都道府県	◎(申請者) ×(譲渡を行った者)	◎(申請者) ×(譲渡を行った者)	個人・法人識別情報(省令第8条の41第3号) 様式(16号の33)	申請者	申請者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第144条の32第1項第4号
28	事業の開廃等の届出書の提出	法第144条の34第1項又は第3項の規定による届出をしようとする元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等	(元売業者は都道府県)	都道府県 (元売業者は総務省)	◎(特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等) ×(元売業者)	◎(元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等)	様式(16号の35)	特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等	元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等	平成28年1月1日以後に行われる届出に適用	地方税法第144条の34第1項、第3項、地方税法施行規則第8条の45第1項、第3項

税目 軽油引取税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入力する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
			(経由)		個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
29	販売契約の締結等の届出書の提出	法第144条の34第2項又は第3項の規定により届出を行う元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等	(元売業者は都道府県)	都道府県 (元売業者は総務省)	◎(特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等) ×(元売業者、契約の相手方)	◎(元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等) ×(契約の相手方)	様式(16号の36)	特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等	元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等	平成28年1月1日以後に行われる届出に適用	地方税法第144条の34第2項、第3項、地方税法施行規則第8条の45第2項、第3項
30	納入先別納入数量等報告書の提出	元売業者	—	都道府県	◎(元売業者) ×(納入を行った軽油について引取りを行った者)	◎(元売業者) ×(納入を行った軽油について引取りを行った者)	様式(16号の37)	元売業者	元売業者	平成28年1月1日以後に開始する報告対象期間(1月分)に係る報告に適用	地方税法第144条の35第1項
31	納入先別返還数量等報告書の提出	元売業者	—	都道府県	◎(元売業者) ×(納入を行った後返還を受けた軽油について引取りを行った者)	◎(元売業者) ×(納入を行った後返還を受けた軽油について引取りを行った者)	様式(16号の38)	元売業者	元売業者	平成28年1月1日以後に開始する報告対象期間(1月分)に係る報告に適用	地方税法第144条の35第1項
32	事務所・事業所別納入数量等報告書の提出	元売業者	—	都道府県	◎(元売業者)	◎(元売業者)	様式(16号の39)	元売業者	元売業者	平成28年1月1日以後に開始する報告対象期間(1月分)に係る報告に適用	地方税法第144条の35第1項
33	事務所・事業所別返還数量等報告書の提出	元売業者	—	都道府県	◎(元売業者)	◎(元売業者)	様式(16号の40)	元売業者	元売業者	平成28年1月1日以後に開始する報告対象期間(1月分)に係る報告に適用	地方税法第144条の35第1項
34	軽油の受払い等の数量報告書の提出	法144条の35第1項の規定により報告を行う者	—	都道府県	◎(報告者) ×(引渡しを行った者、納入を行った者、引取りを行った者、納入を受けた者)	◎(報告者) ×(引渡しを行った者、納入を行った者、引取りを行った者、納入を受けた者)	様式(16号の41、16号の41別表1～12)	報告者(16号の41様式のみ記載)	報告者(16号の41様式のみ記載)	平成28年1月1日以後に開始する報告対象期間(1月分)に係る報告に適用	地方税法第144条の35第1項
35	軽油の製造数量等の報告書の提出	法144条の35第2項の規定により報告を行う者	—	都道府県	◎(製造をした者) ×(譲渡しようとする相手方、譲渡先)	◎(製造をした者) ×(譲渡しようとする相手方、譲渡先)	個人・法人識別情報(省令第8条の48) 様式(16号の42)	製造をした者	製造をした者	平成28年1月1日以後の製造に係る報告に適用	地方税法第144条の35第2項
36	仮特約業者の指定又は指定の取消しを行った旨の通知	都道府県	—	関係都道府県	×(仮特約業者)	×(仮特約業者)	—	—	—	—	地方税法第144条の8第4項
37	特約業者の指定に係る保証書の提出	元売業者	—	都道府県	○(元売業者)	○(元売業者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる保証書の提出に適用	地方税法施行規則第8条の35
38	特約業者の指定の通知・報告	都道府県	—	関係都道府県、総務省	×(特約業者)	×(特約業者)	—	—	—	—	地方税法第144条の9第2項

税目 軽油引取税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報入手する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
		(経由)			個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
39	関係都道府県知事から特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対する当該特約業者の指定取消しの請求	関係都道府県	—	特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の都道府県	×(特約業者)	×(特約業者)	—	—	—	—	地方税法第144条の9第4項
40	法第144条の9第7項の規定による特約業者の指定取消しの必要がないと認める旨の通知	総務省	—	特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の都道府県、関係都道府県	×(特約業者)	×(特約業者)	—	—	—	—	地方税法第144条の9第7項
41	特約業者の指定取消しの通知・報告	都道府県	—	関係都道府県、総務省	×(特約業者)	×(特約業者)	—	—	—	—	地方税法第144条の9第9項
42	軽油引取税の特別徴収義務者としての登録に係る申請書の提出	特別徴収義務者	—	都道府県	○(特別徴収義務者)	○(特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第144条の15第1項取扱通知第9章16(3)
43	軽油引取税の特別徴収義務者としての登録の削除に係る申請書の提出	特別徴収義務者	—	都道府県	○(特別徴収義務者)	○(特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第144条の15第3項取扱通知第9章16(3)
44	保全担保に係る分割提供承認申請書の提出	特別徴収義務者、納税義務者	—	都道府県	×(特別徴収義務者、納税義務者)	○(特別徴収義務者、納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第144条の20 地方税法施行令第43条の14
45	軽油引取税の徴収猶予申請書の提出	特別徴収義務者	—	都道府県	×(特別徴収義務者)	○(特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第144条の29第1項取扱通知第9章21(1)
46	販売契約の解除により軽油が返還された場合の申請書又は還付申請書の提出	特別徴収義務者	—	都道府県	○(特別徴収義務者)	○(特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第144条の31第1項取扱通知第9章23(1)
47	課税軽油を引取り後において免税用途に供した場合の免税又は還付申請書の提出	免税取扱特別徴収義務者	—	都道府県	○(免税取扱特別徴収義務者)	○(免税取扱特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第144条の31第4項、第5項取扱通知第9章23(2)
48	課税軽油を引取り後において免税用途に供した場合の承認申請書の提出	免税軽油使用者	—	都道府県	×(免税軽油使用者)	×(免税軽油使用者)	—	—	—	—	地方税法第144条の31第4項、第5項取扱通知第9章23(2)
49	事業の開廃届等に係る関係都道府県への通知	法第144条の34第1項から第3項までの規定による届出を受けた都道府県	—	関係都道府県	×(元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造業者等)	×(元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造業者等)	個人・法人識別情報(省令第8条の46第1項)	記載しない	記載しない	—	地方税法第144条の34第4項
50	元売業者、特約業者及び軽油製造業者等の軽油の引取報告等に係る関係都道府県への通知	法第144条の35第1項、第3項の規定による届出を受けた都道府県	—	関係都道府県	×(報告者)	×(報告者)	—	—	—	—	地方税法第144条の35第4項

税目 軽油引取税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
			(経由)		個人番号	法人番号		個人番号の記載	法人番号の記載		
51	元売業者、特約業者及び軽油製造業者等以外の者が軽油の製造をした場合に係る関係都道府県への通知	法第144条の35第2項、第3項の規定による届出を受けた都道府県	—	関係都道府県	○(製造をした者)	○(製造をした者)	—	—	—	平成28年1月1日以後の製造に係る通知に適用	地方税法第144条の35第4項
52	軽油引取税の減免申請書の提出	納税義務者	—	都道府県	×(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第144条の42
53	免税軽油使用者証書換申請書の提出	免税軽油使用者	—	都道府県	×(免税軽油使用者)	×(免税軽油使用者)	—	—	—	—	地方税法施行令第43条の15第5項

税目 軽油引取税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令	
		(経由)			個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付	都道府県	—	特別徴収義務者	×(特別徴収義務者)	×(特別徴収義務者)	様式(16号の11)	記載しない	記載しない	—	地方税法第144条の16第1項
2	特別徴収義務者の登録又は登録の消除に係る通知	都道府県	—	特別徴収義務者	×(特別徴収義務者)	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第144条の15第2項、第3項 取扱通知9章16(3)
3	軽油引取税免税証の交付	都道府県	—	免税軽油使用者	×(販売業者)	×(販売業者)	様式(16号の13)	記載しない	記載しない	—	地方税法第144条の21第6項
4	免税軽油譲渡承認書の交付	都道府県	—	免税軽油使用者	×(免税軽油使用者、免税軽油譲受人)	×(免税軽油使用者、免税軽油譲受人)	様式(16号の15)	記載しない	記載しない	—	地方税法施行令第43条の4第1項
5	免税軽油使用者証の交付	都道府県	—	免税軽油使用者	×(免税軽油使用者、免税軽油を使用する機械、車両又は設備の所有者)	×(免税軽油使用者、免税軽油を使用する機械、車両又は設備の所有者)	個人・法人識別情報(省令第8条の38第2項) 様式(16号の19)	記載しない	記載しない	—	地方税法第144条の21第2項 地方税法施行令第43条の15第3項
6	免税軽油共同使用者証の交付	都道府県	—	代表となる免税軽油使用者	×(代表者、代表者以外の免税軽油使用者)	×(代表者、代表者以外の免税軽油使用者)	様式(16号の20)	記載しない	記載しない	—	地方税法第144条の21第2項 地方税法施行令第43条の15第3項
7	法第144条の21第1項ただし書の規定による申請に基づく免税証の交付に係る通知	都道府県	—	都道府県	×(販売業者)	×(販売業者)	様式(16号の24)	記載しない	記載しない	—	地方税法第144条の21第9項
8	製造承認証の交付	都道府県	—	法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定による製造承認を受けた者	×(承認を受けた者、譲渡先、製造の委託を受けている者、原材料の仕入先)	×(承認を受けた者、譲渡先、製造の委託を受けている者、原材料の仕入先)	様式(16号の31)	記載しない	記載しない	—	地方税法第144条の32第4項
9	燃料炭化水素油譲渡承認証の交付	都道府県	—	法第144条の32第1項第3号の規定による譲渡承認を受けた者	×(承認を受けた者、譲渡先)	×(承認を受けた者、譲渡先)	様式(16号の32)	記載しない	記載しない	—	地方税法第144条の32第4項
10	燃料炭化水素油消費承認証の交付	都道府県	—	法第144条の32第1項第4号の規定による消費承認を受けた者	×(承認を受けた者、譲渡を行った者)	×(承認を受けた者、譲渡を行った者)	様式(16号の33)	記載しない	記載しない	—	地方税法第144条の32第4項
11	仮特約業者の指定又は指定の取消しを行った旨の通知	都道府県	—	関係都道府県	×(仮特約業者)	×(仮特約業者)	—	—	—	—	地方税法第144条の8第4項
12	特約業者の指定の通知・報告	都道府県	—	関係都道府県、総務省	×(特約業者)	×(特約業者)	—	—	—	—	地方税法第144条の9第2項

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
			(経由)		個人番号	法人番号		個人番号の記載	法人番号の記載		
13	関係都道府県知事から特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対する当該特約業者の指定取消しの請求	関係都道府県	—	特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の都道府県	×(特約業者)	×(特約業者)	—	—	—	—	地方税法第144条の9第4項
14	法第144条の9第5項ただし書きの規定による総務大臣への意見の請求	特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の都道府県	—	総務省	×(特約業者)	×(特約業者)	—	—	—	—	地方税法第144条の9第5項
15	特約業者の指定取消しの通知・報告	都道府県	—	関係都道府県、総務省	×(特約業者)	×(特約業者)	—	—	—	—	地方税法第144条の9第9項
16	事業の廃止等に係る関係都道府県への通知	法第144条の34第1項から第3項までの規定による届出を受けた都道府県	—	関係都道府県	×(元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造業者等)	×(元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造業者等)	個人・法人識別情報(省令第8条の46第1項)	記載しない	記載しない	—	地方税法第144条の34第4項
17	元売業者、特約業者及び軽油製造業者等の軽油の引取報告等に係る関係都道府県への通知	法第144条の35第1項、第3項の規定による届出を受けた都道府県	—	関係都道府県	×(報告者)	×(報告者)	—	—	—	—	地方税法第144条の35第4項
18	元売業者、特約業者及び軽油製造業者等以外の者が軽油の製造をした場合に係る関係都道府県への通知	法第144条の35第2項、第3項の規定による届出を受けた都道府県	—	関係都道府県	○(製造をした者)	○(製造をした者)	—	—	—	平成28年1月1日以後の製造に係る通知に適用	地方税法第144条の35第4項
19	軽油引取税に係る更正及び決定の通知	都道府県	—	特別徴収義務者、納税義務者	×(特別徴収義務者、納税義務者)	×(特別徴収義務者、納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第144条の44第4項
20	過少申告加算金及び不申告加算金の決定通知	都道府県	—	特別徴収義務者、納税義務者	×(特別徴収義務者、納税義務者)	×(特別徴収義務者、納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第144条の47第5項
21	重加算金の決定通知	都道府県	—	特別徴収義務者、納税義務者	×(特別徴収義務者、納税義務者)	×(特別徴収義務者、納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第144条の48第4項
22	督促状の発出	都道府県	—	特別徴収義務者、納税義務者	×(特別徴収義務者、納税義務者)	×(特別徴収義務者、納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第144条の49第1項
23	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置ぎに必要な事項を記載した書面の交付	都道府県	—	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第43条の12の2第1項)	記載しない	—	—	地方税法第144条の11第5項 地方税法施行令第43条の12の2第1項
24	軽油引取税特別徴収義務者指定通知	都道府県	—	元売業者又は特約業者以外の者で軽油引取税の徴収の便宜を有すると認める者	×(元売業者又は特約業者以外の者で軽油引取税の徴収の便宜を有すると認める者)	×(元売業者又は特約業者以外の者で軽油引取税の徴収の便宜を有すると認める者)	—	—	—	—	地方税法第144条の14第1項

税目 軽油引取税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
			(経由)		個人番号	法人番号		個人番号の記載	法人番号の記載		
25	軽油引取税の保全担保提供命令書の交付	都道府県	—	特別徴収義務者、納税義務者	×(特別徴収義務者、納税義務者)	×(特別徴収義務者、納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第144条の20、地方税法施行令第43条の14
26	軽油引取税の保全増担保提供等命令書の交付	都道府県	—	特別徴収義務者、納税義務者	×(特別徴収義務者、納税義務者)	×(特別徴収義務者、納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第144条の20、地方税法施行令第43条の14
27	軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除に係る通知	都道府県	—	特別徴収義務者	×(特別徴収義務者)	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第144条の30第3項
28	課税軽油を引取り後において免税用途に供したことについての承認書の交付	都道府県	—	免税軽油使用者	×(免税軽油使用者)	×(免税軽油使用者)	—	—	—	—	地方税法第144条の31第4項、地方税法施行令第43条の17
29	普通徴収の納税通知	都道府県	—	納税義務者	当面記載しない(納税義務者)	当面記載しない(納税義務者)	—	—	—	当面記載しない	地方税法第144条の22第4項 地方税法第144条の25第5項
30	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置きに必要な事項を記載した書面の交付	総務省	—	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第43条の17の2第1項)	記載しない	—	—	地方税法第144条の38第4項 地方税法施行令第43条の17の2第1項

税目 自動車税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報入手する手続

項番	事務手続	発出元 (経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
				個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	自動車税の賦課徴収に関する申告書又は報告書の提出	納税義務者	都道府県	当面記載しない (納税義務者)	当面記載しない (納税義務者)	様式(第16号の9)	当面記載しない (納税義務者)	当面記載しない (納税義務者)	当面記載しない	地方税法第152条第1項 地方税法施行規則第9条の2
2	自動車の売主の報告	自動車の売主	都道府県	×(自動車の売主、自動車の買主)	×(自動車の売主、自動車の買主)	—	—	—	—	地方税法第152条第2項
3	納税管理人の申請、変更申請	納税義務者	都道府県	○(納税義務者) ×(納税管理人)	○(納税義務者) ×(納税管理人)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第157条第1項
4	納税管理人の不要申請	納税義務者	都道府県	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第157条第2項
5	自動車税の減免の申請(月割課税分)	納税義務者	都道府県	当面記載しない (納税義務者) ×(納税義務者以外)	当面記載しない (納税義務者) ×(納税義務者以外)	—	—	—	当面記載しない	地方税法第162条
6	自動車税の減免の申請(定期賦課分)	納税義務者	都道府県	○(納税義務者) ×(納税義務者以外)	○(納税義務者) ×(納税義務者以外)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第162条
7	附則第54条第3項の適用を受ける自動車であることに関する書類の提出	納税義務者	都道府県	◎(納税義務者) ×(被災自動車等の所有者)	◎(納税義務者) ×(被災自動車等の所有者)	個人・法人識別情報(納税義務者、被災自動車等の所有者)(省令附則第23条の2第1項)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる書類の提出に適用	地方税法附則第54条第3項 地方税法施行令附則第32条の2第1項 地方税法施行規則附則第23条の2第1項
8	附則第54条第7項の適用を受ける自動車であることに関する書類の提出	納税義務者	都道府県	◎(納税義務者) ×(被災自動車等の所有者)	◎(納税義務者) ×(被災自動車等の所有者)	個人・法人識別情報(納税義務者、被災自動車等の所有者)(省令附則第23条の2第2項)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる書類の提出に適用	地方税法附則第54条第7項 地方税法施行令附則第32条の2第2項 地方税法施行規則附則第23条の2第2項
9	継続検査用の自動車税納税証明書の交付申請	納税義務者	都道府県	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第20条の10

税目 自動車税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元 (経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
				個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	自動車税の納税通知書の交付	都道府県	納税義務者	当面記載しない (納税義務者)	当面記載しない (納税義務者)	—	—	—	当面記載しない	地方税法第151条第2項
2	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置きに必要な事項を記載した書面の交付	都道府県	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第44条の3第1項)	記載しない	—	—	地方税法第155条第4項 地方税法施行令第44条の3第1項
3	自動車税の減免決定(不許可)通知	都道府県	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第162条
4	自動車税に係る督促	都道府県	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第165条第1項

税目 鉱区税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令	
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	賦課徴収に関する申告又は報告	納税義務者	—	都道府県	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後の課税に係る申告又は報告に適用	地方税法第185条
2	納税管理人の申請、変更申請	納税義務者	—	都道府県	○(納税義務者) ×(納税管理人)	○(納税義務者) ×(納税管理人)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第190条第1項
3	納税管理人の不要申請	納税義務者	—	都道府県	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第190条第2項
● 4	鉱区税の減免の申請	納税義務者	—	都道府県	×(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法194条

税目 釧区税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令	
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	釧区税の納税通知書の交付	都道府県	—	納税義務者	当面記載しない (納税義務者)	当面記載しない (納税義務者)	—	—	—	当面記載しない	地方税法第184条第2項
2	釧区税に係る督促	都道府県	—	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第198条第1項
3	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留め置きに必要事項を記載した書面の交付	都道府県	—	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第45条第1項)	記載しない	—	—	地方税法第188条第3項
4	釧区税の減免決定(不許可)通知	都道府県	—	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第194条

税目 固定資産税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
			(経由)		個人番号	法人番号		個人番号の記載	法人番号の記載		
1	固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告	納税義務者	—	市町村	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	条例例第55条～第58条の2
2	固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	条例例第59条
3	区分所有家屋に係る補正の方法の申出	区分所有者の代表者	—	市町村	○(区分所有者の代表者)	○(区分所有者の代表者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申出に適用	条例例第63条の2
4	区分所有家屋の敷地に係るあん分の申出	共用土地納税義務者の代表者	—	市町村	○(共用土地納税義務者の代表者)	○(共用土地納税義務者の代表者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申出に適用	条例例第63条の3第1項
5	特定被災共用土地に係る固定資産税額のあん分の申出	特定被災共用土地納税義務者の代表者	—	市町村	○(特定被災共用土地納税義務者の代表者)	○(特定被災共用土地納税義務者の代表者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申出に適用	条例例第63条の3第2項
6	納税管理人の申請、変更申請	納税義務者	—	市町村	○(納税義務者) ×(納税管理人)	○(納税義務者) ×(納税管理人)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第355条第1項
7	納税管理人の不要申請	納税義務者	—	市町村	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第355条第2項
8	仮算定税額に係る固定資産税の修正の申出等	固定資産税の仮徴収をされることとなった者	—	市町村	○(固定資産税の仮徴収をされることとなった者)	○(固定資産税の仮徴収をされることとなった者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申出に適用	地方税法第364条の2第1項、第2項
9	固定資産税の減免申請書の提出	納税義務者	—	市町村	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	条例例第71条第2項
10	固定資産税の減免事由消滅申告書の提出	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	条例例第71条第3項
11	住宅用地の申告	住宅用地の所有者	—	市町村	○(住宅用地の所有者)	○(住宅用地の所有者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	条例例第74条
12	被災住宅用地の申告	納税義務者	—	市町村	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	条例例第74条の2第1項
13	償却資産に関する申告	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(26号、26号別表1、26号別表2)	納税義務者(26号様式のみ記載)	納税義務者(26号様式のみ記載)	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法第383条
14	大臣配分資産又は知事配分資産に係る価格の配分及び通知	総務省	都道府県	市町村	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる配分及び通知に適用	地方税法第389条第1項
15	都道府県知事又は総務大臣によって評価される固定資産の申告	納税義務者	—	都道府県又は総務省	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(30号)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法第394条
16	都道府県知事又は総務大臣がする固定資産の価格等の決定又は配分に関する異議申立てに対する決定の通知	都道府県又は総務省	—	市町村	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第399条

税目 固定資産税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号		個人番号の記載	法人番号の記載		
17	固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出	納税義務者	—	固定資産評価審査委員会	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第432条
18	新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用に係る申告	納税義務者	—	市町村	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	条例例第10条の3
19	宅地化農地に対して課する固定資産税等の納税義務の免除等の申請	納税義務者	—	市町村	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法附則第29条の5 地方税法施行令附則第14条の5第2項 地方税法施行規則附則第8条の3 条例例第13条の4
20	東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税等の特例に係る書類の提出	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者) ×(被災住宅用地等の所有者)	◎(納税義務者) ×(被災住宅用地等の所有者)	個人・法人識別情報 (納税義務者、被災住宅用地等の所有者) (省令附則第24条第12項)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる書類の提出に適用	地方税法施行令附則第33条第29項 地方税法施行規則附則第24条第12項
21	大規模償却資産に係る市町村長から都道府県知事への連絡	市町村	—	都道府県	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(23号)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる連絡に適用	地方税法第349条の4第6項
22	大規模償却資産に係る都道府県知事から市町村長への連絡	都道府県	—	市町村	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(23号)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる連絡に適用	地方税法第349の4第7項
23	大規模償却資産に係る総務大臣から都道府県知事への連絡	総務省	—	都道府県	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(23号)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる連絡に適用	地方税法第349の4第8項
24	都道府県知事又は総務大臣による評価、価格等の配分を行うべき固定資産の指定の申出	市町村	都道府県	総務省	×(納税義務者)	×(納税義務者)	個人・法人識別情報 (省令第15条の6第2項)	記載しない	記載しない	—	地方税法施行規則第15条の6第2項
25	都道府県知事又は総務大臣による評価、価格等の配分を行うべき固定資産の指定の告示	総務省	—	—	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	記載しない	記載しない	—	地方税法第389条第1項第1号、第2号 地方税法施行規則第15条の6第4項
26	都道府県知事又は総務大臣がする固定資産の価格等の決定又は市町村長への修正等の通知	都道府県又は総務省	—	市町村	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第417条第2項

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無	番号記載時期		根拠法令	
				個人番号	法人番号		個人番号の記載	法人番号の記載		
1	従前非課税資産に係る課税通知	市町村	納税義務者	×	×	—	—	—	地方税法第348条第10項	
2	大規模償却資産に係る市町村長から納税義務者への連絡	市町村	納税義務者	×	×	様式(23号)	記載しない	記載しない	—	地方税法第349の4第6項
3	大規模償却資産に係る都道府県知事から所有者への連絡	都道府県	所有者	×	×	様式(23号)	記載しない	記載しない	—	地方税法第349の4第7項
4	固定資産税の減免決定(不許可)通知	市町村	納税義務者	×	×	—	—	—	—	地方税法第367条 条例第71条第2項
5	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置に必要な事項を記載した書面の交付	市町村、固定資産評価員又は固定資産評価補助員	物件を提出した者	×	×	個人識別情報(政令第52条の13の2)	記載しない	記載しない	—	地方税法施行令第52条の13の2第1項
6	固定資産税の納税通知書の交付	市町村	納税義務者	当面記載しない(納税義務者)	当面記載しない(納税義務者)	—	—	—	当面記載しない	地方税法第364条第2項、第9項
7	課税明細書の交付	市町村	納税義務者	×	×	様式(25号の2)	記載しない	記載しない	—	地方税法第364条第3項、第4項、第9項
8	仮徴収の納税通知書の交付	市町村	納税義務者	当面記載しない(納税義務者)	当面記載しない(納税義務者)	様式(25号の3)	当面記載しない(納税義務者)	当面記載しない(納税義務者)	当面記載しない	地方税法第364条第5項、第7項、第8項、第9項
9	仮算定税額に係る固定資産税の修正の決定	市町村	仮算定税額に係る固定資産税の修正の申出を行った者	×	×	—	—	—	—	地方税法第348条第10項
10	固定資産税に係る督促	市町村	納税義務者	×	×	—	記載しない	記載しない	—	地方税法第371条第1項
11	固定資産課税台帳の閲覧	市町村	納税義務者等政令で定める者	○(納税義務者) ×	○(納税義務者) ×	—	—	—	—	地方税法第382条の2
12	固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付	市町村	納税義務者等政令で定める者	×	×	—	—	—	—	地方税法第382条の3
13	都道府県知事又は総務大臣がする固定資産の価格等の納税者に対する通知	都道府県又は総務省	納税義務者	×	×	—	—	—	—	地方税法第393条
14	市町村長による固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示の日以後における価格等の決定又は納税義務者への修正等の通知	市町村	納税義務者	×	×	—	—	—	—	地方税法第417条第1項
15	都道府県知事又は総務大臣による固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示の日以後における価格等の決定又は所有者への修正等の通知	都道府県又は総務省	所有者	×	×	—	—	—	—	地方税法第417条第2項

税目 固定資産税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令
		(経由)			個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載		
16	固定資産評価審査委員会の審査の決定	固定資産評価審査委員会	—	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	地方税法第433条
17	固定資産評価審査委員会の審査の決定に基づく価格等の修正	市町村	—	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	地方税法第435条

3. 地方団体の税務部局内で完結する手続等

項番	事務手続	情報取扱者	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令	
			個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	固定資産課税台帳等の備付け	市町村	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(24号、25号、26号、27号)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後適用	地方税法第380条、第381条
2	土地名寄帳及び家屋名寄帳の備付け	市町村	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(28号、29号)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後適用	地方税法第387条
3	評価調書	市町村	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(31号、32号、33号)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後適用	地方税法第409条第4項

税目 軽自動車税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令	
			(経由)		個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	軽自動車税の賦課徴収に関する申告書又は報告書の提出	納税義務者	—	市町村	当面記載しない(納税義務者)	当面記載しない(納税義務者)	様式(33号の4、33号の5、34号)	当面記載しない(納税義務者)	当面記載しない(納税義務者)	当面記載しない	地方税法第447条第1項
2	軽自動車等の売主の報告	軽自動車等の売主	—	市町村	×(軽自動車等の売主、軽自動車等の買主)	×(軽自動車等の売主、軽自動車等の買主)	—	—	—	—	地方税法第447条第2項
3	軽自動車税の減免の申請	納税義務者	—	市町村	○(納税義務者) ×(納税義務者以外)	○(納税義務者) ×(納税義務者以外)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第454条
4	附則第57条第1項の適用を受ける軽自動車であることの証明等の請求	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者) ×(被災自動車の所有者)	◎(納税義務者) ×(被災自動車の所有者)	個人・法人識別情報(納税義務者、被災自動車の所有者)(省令附則第25条第1項)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法附則第57条第1項 地方税法施行規則附則第25条第1項
5	附則第57条第2項の適用を受ける二輪自動車等であることの証明等の請求	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者) ×(被災二輪自動車等の所有者)	◎(納税義務者) ×(被災二輪自動車等の所有者)	個人・法人識別情報(納税義務者、被災二輪自動車等の所有者)(省令附則第25条第2項)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法附則第57条第2項 地方税法施行規則附則第25条第2項
6	附則第57条第3項の適用を受ける小型特殊自動車であることの証明等の請求	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者) ×(被災小型特殊自動車の所有者)	◎(納税義務者) ×(被災小型特殊自動車の所有者)	個人・法人識別情報(納税義務者、被災小型特殊自動車の所有者)(省令附則第25条第3項)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法附則第57条第3項 地方税法施行規則附則第25条第3項
7	附則第57条第4項及び第5項の適用を受ける軽自動車であることの証明等の請求	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者) ×(被災自動車の所有者)	◎(納税義務者) ×(被災自動車の所有者)	個人・法人識別情報(納税義務者、被災自動車の所有者)(省令附則第25条第4項)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法附則第57条第4項、第5項 地方税法施行規則附則第25条第4項
8	附則第57条第6項及び第7項の適用を受ける二輪自動車等であることの証明等の請求	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者) ×(被災二輪自動車等の所有者)	◎(納税義務者) ×(被災二輪自動車等の所有者)	個人・法人識別情報(納税義務者、被災二輪自動車等の所有者)(省令附則第25条第5項)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法附則第57条第6項、第7項 地方税法施行規則附則第25条第5項
9	附則第57条第8項及び第9項の適用を受ける小型特殊自動車であることの証明等の請求	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者) ×(被災小型特殊自動車の所有者)	◎(納税義務者) ×(被災小型特殊自動車の所有者)	個人・法人識別情報(納税義務者、被災小型特殊自動車の所有者)(省令附則第25条第6項)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法附則第57条第8項、第9項 地方税法施行規則附則第25条第6項
10	附則第57条第13項の適用を受ける対象区域内用途廃止等軽自動車であることの証明等の請求	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	個人・法人識別情報(省令附則第25条第7項)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法附則第57条第13項 地方税法施行規則附則第25条第7項

税目 軽自動車税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令	
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
11	附則第57条第13項の適用を受ける対象区域内用途廃止等二輪自動車等であることの証明等の請求	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	個人・法人識別情報(省令附則第25条第8項)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法附則第57条第13項 地方税法施行規則附則第25条第8項
12	附則第57条第13項の適用を受ける対象区域内用途廃止等小型特殊自動車であることの証明等の請求	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	個人・法人識別情報(省令附則第25条第9項)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法附則第57条第13項 地方税法施行規則附則第25条第9項
13	継続検査用の軽自動車税納税証明書の交付申請	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第20条の10

税目 軽自動車税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元 (経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令	
				個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	軽自動車税の納税通知書の交付	市町村	納税義務者	当面記載しない (納税義務者)	当面記載しない (納税義務者)	—	—	—	当面記載しない	地方税法第446条第1項、第2項
2	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置きに必要な事項を記載した書面の交付	市町村	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第52条の18第1項)	記載しない	—	—	地方税法第450条 地方税法施行令第52条の18第1項
3	軽自動車税に係る督促	市町村	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第457条
4	軽自動車税の減免決定(不許可)通知	市町村	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第454条

税目 市町村たばこ税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	製造たばこが課税免除事由に該当することを証するに足る書類の提出	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第469条第2項 地方税法施行規則第16条の2の3
2	市町村たばこ税に係る申告書等の提出	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(16号の5、34号の2、34号の2の2、48号の5、48号の6)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る申告に適用	地方税法第473条、第475条 地方税法施行規則第16条の2の4、第16条の2の5、第16条の4 平成27年度改正法附則第20条第4項
3	申告書の提出期限の特例に係る申請書の提出	納税義務者	—	総務省	×(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(16号の6、16号の6別表)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第473条第2項 地方税法施行規則第16条の3
4	市町村たばこ税の納付	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者)	×(納税義務者)	様式(34号の2の5)	記載しない	記載しない	—	地方税法第472条 地方税法施行規則第16条の2の4第2項
5	還付請求申告書の提出	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(16号の5、34号の2の6、48号の9)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる還付請求に係る申告に適用	地方税法第477条 地方税法施行規則第16条の2の5、第16条の4
6	納期限の延長の申請	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第474条
7	修正申告書の提出	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(16号の5、34号の2、34号の2の2、48号の5、48号の6)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る申告に適用	地方税法第475条 地方税法施行規則第16条の2の4

△

●

税目 市町村たばこ税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令	
				(経由)	個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置きに必要な事項を記載した書面の交付	市町村	物件を提出した者	—	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第53条の2の2第1項)	記載しない	—	—	地方税法第470条第6項 地方税法施行令第53条の2の2第1項
2	市町村たばこ税の普通徴収の納税通知書の交付	市町村	納税義務者	—	当面記載しない(納税義務者)	当面記載しない(納税義務者)	—	—	—	当面記載しない	地方税法第472条、第476条
3	市町村たばこ税に係る更正及び決定の通知、過少申告加算金・不申告加算金・重加算金の通知	市町村	納税義務者	—	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第475条の2、第480条、第483条、第484条
4	市町村たばこ税に係る督促	市町村	納税義務者	—	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第485条
5	納期限延長許可・不許可決定通知	市町村	納税義務者	—	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第474条

税目 鉱産税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令	
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	申告書の提出	納税義務者	—	市町村	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る申告に適用	地方税法第522条
2	鉱産税の納付	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第522条
3	納税管理人の申請、変更申請	納税義務者	—	市町村	○(納税義務者) ×(納税管理人)	○(納税義務者) ×(納税管理人)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第527条第1項
4	納税管理人の不要申請	納税義務者	—	市町村	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第527条第2項
● 5	鉱産税の減免の申請	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第532条

税目 鉦産税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令	
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置きに必要な事項を記載した書面の交付	市町村	—	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第53条の8第1項)	記載しない	—	—	地方税法第525条第4項 地方税法施行令第53条の8第1項
2	更正及び決定の通知、過少申告加算金・不申告加算金・重加算金の通知	市町村	—	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第533条第4項、第536条第5項、第537条第4項
3	鉦産税に係る督促	市町村	—	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第539条第1項
4	鉦産税の減免決定(不許可)通知	市町村	—	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第532条

税目 特別土地保有税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載		
1	納税管理人の申請、変更申請	納税義務者	—	市町村	○(納税義務者) ×(納税管理人)	○(納税義務者) ×(納税管理人)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第590条第1項
2	納税管理人の不要申請	納税義務者	—	市町村	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第590条第2項
3	特別土地保有税の申告	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者) ×(土地を譲渡した者)	◎(納税義務者) ×(土地を譲渡した者)	個人・法人識別情報(省令第16条の18)、様式(34号の5)	納税義務者 納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法第599条第1項
4	特別土地保有税の修正申告	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者) ×(土地を譲渡した者)	◎(納税義務者) ×(土地を譲渡した者)	様式(34号の5)	納税義務者 納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法第600条第2項
△	5 非課税土地、特例譲渡又は免除土地に係る認定申請	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(34号の6)	納税義務者 納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第601条第1項、第602条第1項、第603条の2の2第1項
△	6 非課税土地、特例譲渡又は免除土地に係る確認申請	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(34号の7)	納税義務者 納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第601条第1項、第602条第1項、第603条の2の2第1項
△	7 非課税土地、特例譲渡又は免除土地に係る納税義務の免除に係る期間の延長申請	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(34号の8)	納税義務者 納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第601条第2項、第602条第2項、第603条の2の2第2項
△	8 形式的な所有権の移転等に係る徴収猶予の申告	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(34号の9)	納税義務者 納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法第603条第3項
△	9 免除土地に係る免除認定の申告	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(34号の10)	納税義務者 納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法第603条の2
●	10 特別土地保有税の減免申請書の提出	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第605条の2、条例例第139条の3第2項
●	11 減免事由消滅申告	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法第605条の2、条例例第139条の3第3項
	12 遊休土地に対して課する特別土地保有税の申告	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	個人・法人識別情報(省令第16条の25)、様式(34号の11)	納税義務者 納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法第625条第1項
	13 遊休土地に対して課する特別土地保有税の修正申告	納税義務者	—	市町村	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(34号の11)	納税義務者 納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法第627条
△	14 遊休土地に対して課する特別土地保有税の免除申請	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(34号の12)	納税義務者 納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第629条第2項
△	15 他人譲渡、計画変更又は計画再変更の場合の非課税土地等予定地の認定申請	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者) ×(譲受者)	◎(納税義務者) ×(譲受者)	様式(49号)	納税義務者 納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法附則第31条の3の2第1項、附則第31条の3の3第1項
△	16 他人譲渡、計画変更又は計画再変更の場合の非課税土地等の確認申請	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者) ×(譲受者)	◎(納税義務者) ×(譲受者)	様式(50号)	納税義務者 納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法附則第31条の3の2第1項、附則第31条の3の3第1項

税目 特別土地保有税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
				個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
△	17 他人譲渡、計画変更又は計画再変更の場合の納税義務免除の申出	納税義務者	市町村	×(納税義務者) ×(譲受者)	◎(納税義務者) ×(譲受者)	様式(51号)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申出に適用	地方税法附則第31条の3の2第2項、附則第31条の3の3第1項、附則第31条の3の4第1項
△	18 他人譲渡、計画変更又は計画再変更の場合の予定期間の延長申請	納税義務者	市町村	×(納税義務者) ×(譲受者)	◎(納税義務者) ×(譲受者)	様式(51号の2)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法附則第31条の3の2第4項、附則第31条の3の3第3項、附則第31条の3の4第3項

税目 特別土地保有税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号		個人番号の記載	法人番号の記載		
1	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置きに必要な事項を記載した書面の交付	市町村	—	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第54条の32の2第1項)	記載しない	記載しない	—	地方税法第588条第4項
2	免除土地に係る免除認定等の通知	市町村	—	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	記載しない	記載しない	—	地方税法第588条第4項
3	納税通知書の交付	市町村	—	納税義務者	当面記載しない(納税義務者)	当面記載しない(納税義務者)	—	当面記載しない(納税義務者)	当面記載しない(納税義務者)	当面記載しない	地方税法第603条の2第4項
4	更正又は決定の通知	市町村	—	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	記載しない	記載しない	—	地方税法第606条第4項
5	特別土地保有税に係る督促	市町村	—	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	記載しない	記載しない	—	地方税法第611条第1項
6	遊休土地に対して課する特別土地保有税の免除の認定の通知	市町村	—	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	記載しない	記載しない	—	地方税法第629条第4項

税目 狩猟税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号		個人番号の記載	法人番号の記載		
1	賦課徴収に関する申告又は報告	納税義務者	—	都道府県	○(納税義務者)	—	—	—	—	平成28年1月1日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課す分に適用	地方税法第700条の56
2	狩猟税の減免の申請	納税義務者	—	都道府県	○(納税義務者)	—	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第700条の62
3	狩猟税の納付	納税義務者		都道府県	×(納税義務者)	—	—	—	—	—	地方税法第700条の55

税目 狩猟税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元 (経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令	
				個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	狩猟税の納税通知書の交付	都道府県	納税義務者	当面記載しない (納税義務者)	—	—	—	—	当面記載しない	地方税法第700条の55
2	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置きに必要な事項を記載した書面の交付	都道府県	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第55条第1項)	記載しない	—	—	地方税法第700条の59第3項 地方税法施行令第55条第1項
3	狩猟税の減免決定(不許可)通知	都道府県	納税義務者	×(納税義務者)	—	—	—	—	—	地方税法第700条の62
4	狩猟税に係る督促	都道府県	納税義務者	×(納税義務者)	—	—	—	—	—	地方税法第700条の64第1項

税目 入湯税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令	
			(経由)		個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	納入申告書の提出	特別徴収義務者	—	市町村	○(特別徴収義務者)	○(特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る納入申告に適用	地方税法第701条の4第2項
2	入湯税の納入	特別徴収義務者	—	市町村	×(特別徴収義務者)	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第701条の4第2項
3	特別徴収義務者の経営申告	特別徴収義務者	—	市町村	○(特別徴収義務者)	○(特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	条例

税目 入湯税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
			(経由)		個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置きに必要な事項を記載した書面の交付	市町村	—	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第56条の11第1項)	記載しない	—	—	地方税法第701条の5 地方税法施行令第56条の11第1項
2	入湯税に係る更正及び決定の通知、過少申告加算金・不申告加算金・重加算金の通知	市町村	—	特別徴収義務者	×(特別徴収義務者)	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第701条の9、第701条の12、第701条の13
3	入湯税に係る督促	市町村	—	特別徴収義務者	×(特別徴収義務者)	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第701条の16

税目 事業所税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
			(経由)		個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	納税管理人の申請、変更申請	納税義務者	—	指定都市等	○(納税義務者) ×(納税管理人)	○(納税義務者) ×(納税管理人)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第701条の37第1項
2	納税管理人の不要申請	納税義務者	—	指定都市等	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第701条の37第2項
3	申告書、修正申告書の提出	納税義務者	—	指定都市等	◎(納税義務者)	◎(納税義務者)	様式(44号、44号別表1から別表4まで)	納税義務者	納税義務者	平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る申告に適用	地方税法第701条の46、第701条の47、第701条の49
4	事業所税の納付	納税義務者	—	指定都市等	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第701条の46、第701条の47、第701条の49
5	賦課徴収に関する申告(事業所等の新設・廃止、事業所用家屋の貸付等)	事業所等を新設した者、廃止した者及び納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている者	—	指定都市等	×(事業所等を新設した者、廃止した者及び納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている者)	○(事業所等を新設した者、廃止した者及び納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法第701条の52
6	事業税又は不動産取得税に関する書類の供覧等	道府県	—	指定都市等	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	事業税に関する書類においては平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る書類、不動産取得税に関する書類においては平成28年1月1日以後に交付される書類の供覧等について適用	地方税法第701条の55第2項
7	事業所税の減免の申請	納税義務者	—	指定都市等	×(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第701条の57(条例に委任)

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元 (経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
				個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置きに必要な事項を記載した書面の交付	指定都市等	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第56条の49の2第1項)	記載しない	—	—	地方税法第701条の35第4項 地方税法施行令第56条の2第1項
2	更正及び決定の通知、過少申告加算金・不申告加算金・重加算金の通知	指定都市等	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第701条の58第4項、第701条の61第5項、第701条の62第4項
3	事業所税に係る督促	指定都市等	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第701条の63第1項
4	事業所税の減免決定(不許可)通知	指定都市等	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第701条の57
5	事業税又は不動産取得税に関する書類の供覧等の請求	指定都市等	道府県	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる請求に適用	地方税法第701条の55第2項

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元 (経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
				個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	徴収の特例に係る国民健康保険税額の修正の申出	納税義務者	市町村	×(納税義務者)	—	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申出に適用	地方税法第706条の3第1項
2	納税管理人の申請、変更申請	納税義務者	地方団体	○(納税義務者) ×(納税管理人)	○(納税義務者) ×(納税管理人)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第709条第1項
3	納税管理人の不要申請	納税義務者	地方団体	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第709条第2項
4	賦課徴収に関する申告、報告	納税義務者	地方団体	○(納税義務者、 特例対象被保険者等)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申告等に適用	地方税法第714条
5	水利地益税等の減免の申請	納税義務者	地方団体	×(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第717条
6	特別徴収に係る納入申告書の提出(年金特徴を除く)	特別徴収義務者	地方団体	○(特別徴収義務者)	○(特別徴収義務者)	—	—	—	平成28年1月1日以後に行われる納入申告に適用	地方税法第718条第2項
7	水利地益税等特別徴収に係る納入(年金特徴を除く)	特別徴収義務者	地方団体	×(特別徴収義務者)	×(特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第718条第2項

※年金所得に係る特別徴収に関する手続については、国民健康保険料における番号利用の開始時期に合わせて番号利用を開始する。

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元 (経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
				個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置きに必要な事項を記載した書面の交付	地方団体	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第56条の89の3第1項)	記載しない	—	—	地方税法第707条第4項 地方税法施行令第56条の89第1項
2	水利地益等税等の普通徴収の納税通知書の交付	地方団体	納税義務者	当面記載しない(納税義務者)	当面記載しない(納税義務者)	—	—	—	当面記載しない	地方税法第713条
3	更正及び決定の通知、過少申告加算金・不申告加算金・重加算金の通知	地方団体	特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第719条第4項、第721条第5項、第722条第4項
4	水利地益税等に係る督促	地方団体	特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第726条第1項
5	水利地益等税の減免決定(不許可)通知	地方団体	納税義務者	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	—	地方税法第717条

※年金所得に係る特別徴収に関する手続については、国民健康保険料における番号利用の開始時期に合わせて番号利用を開始する。

税目 法定外普通税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入力する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令
		(経由)			個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載		
1	道府県法定外普通税の納税 管理人の申請	納税義務者、特 別徴収義務者	—	都道府県	○(納税義務者、 特別徴収義務 者) ×(納税管理人)	○(納税義務者、 特別徴収義務 者) ×(納税管理人)	—	—	平成28年1月1日以 後に行われる申請に 適用	地方税法第266条第1項、第 2項
2	道府県法定外普通税の申告 の手続	納税義務者	—	都道府県	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	平成28年1月1日以 後に行われる申告に 適用	地方税法第274条の2第1 項、第2項
3	道府県法定外普通税の納付 の手続	納税義務者	—	都道府県	×(納税義務者)	×(特別徴収義 務者)	—	—	—	地方税法第274条の2第1 項、第2項
4	道府県法定外普通税の特別 徴収の手続(申告)	特別徴収義務者	—	都道府県	○(特別徴収義 務者)	○(特別徴収義 務者)	—	—	平成28年1月1日以 後に行われる申告に 適用	地方税法第275条第2項
5	道府県法定外普通税の特別 徴収の手続(納入)	特別徴収義務者	—	都道府県	×(特別徴収義 務者)	×(特別徴収義 務者)	—	—	—	地方税法第275条第2項
6	市町村法定外普通税の納税 管理人の申請	納税義務者、特 別徴収義務者	—	市町村	○(納税義務者、 特別徴収義務 者) ×(納税管理人)	○(納税義務者、 特別徴収義務 者) ×(納税管理人)	—	—	平成28年1月1日以 後に行われる申請に 適用	地方税法第676条第1項、第 2項
7	市町村法定外普通税の申告 の手続	納税義務者	—	市町村	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	平成28年1月1日以 後に行われる申告に 適用	地方税法第684条の2第1 項、第2項
8	市町村法定外普通税の納付 の手続	納税義務者	—	市町村	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	地方税法第684条の2第1 項、第2項
9	市町村法定外普通税の特別 徴収の手続(申告)	特別徴収義務者	—	市町村	○(特別徴収義 務者)	○(特別徴収義 務者)	—	—	平成28年1月1日以 後に行われる申告に 適用	地方税法第685条第2項
10	市町村法定外普通税の特別 徴収の手続(納入)	特別徴収義務者	—	市町村	×(特別徴収義 務者)	×(特別徴収義 務者)	—	—	—	地方税法第685条第2項

税目 法定外普通税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	道府県法定外普通税の納税通知書の交付	都道府県	—	納税義務者	当面記載しない(納税義務者)	当面記載しない(納税義務者)	—	—	—	当面記載しない	地方税法第270条
2	道府県法定外普通税に係る更正及び決定の通知	都道府県	—	納税者又は特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第276条第4項
3	道府県法定外普通税に係る過少申告加算金及び不申告加算金の通知	都道府県	—	納税者又は特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第278条第5項
4	道府県法定外普通税に係る重加算金の通知	都道府県	—	納税者又は特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第279条第4項
5	道府県法定外普通税に係る督促	都道府県	—	納税者又は特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第283条第1項
6	市町村法定外普通税の納税通知書の交付	市町村	—	納税義務者	当面記載しない(納税義務者)	当面記載しない(納税義務者)	—	—	—	当面記載しない	地方税法第680条
7	市町村法定外普通税に係る更正及び決定の通知	市町村	—	納税者又は特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第686条第4項
8	市町村法定外普通税に係る過少申告加算金及び不申告加算金の通知	市町村	—	納税者又は特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第688条第5項
9	市町村法定外普通税に係る重加算金の通知	市町村	—	納税者又は特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第689条第4項
10	市町村法定外普通税に係る督促	市町村	—	納税者又は特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第693条第1項
11	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置に必要な事項を記載した書面の交付	都道府県	—	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第45条の2の3第1項)	記載しない	—	—	地方税法第264条第4項 地方税法施行令第45条の2の3第1項
12	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置に必要な事項を記載した書面の交付	市町村	—	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第54条の59の2第1項)	記載しない	—	—	地方税法第674条第4項 地方税法施行令第54条の59の2第1項

税目 法定外目的税

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無		番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載		
1	法定外目的税の納税管理人の申請	納税義務者	—	都道府県、市町村	○(納税義務者) ×(納税管理人)	○(納税義務者) ×(納税管理人)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第733条の6第1項
2	法定外目的税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務	納税義務者	—	都道府県、市町村	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申告又は報告に適用	地方税法第733条の10
3	法定外目的税の申告の手続き	納税義務者	—	都道府県、市町村	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法第733条の14第1項
4	法定外目的税の納付の手続き	納税義務者	—	都道府県、市町村	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	地方税法第733条の14第1項
5	法定外目的税の修正申告の手続き(申告)	納税義務者	—	都道府県、市町村	○(納税義務者)	○(納税義務者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法第733条の14第2項
6	法定外目的税の修正申告の手続き(納付)	納税義務者	—	都道府県、市町村	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	地方税法第733条の14第2項
7	法定外目的税の特別徴収の手続き(申告)	特別徴収義務者	—	都道府県、市町村	○(特別徴収義務者)	○(特別徴収義務者)	—	—	平成28年1月1日以後に行われる申告に適用	地方税法第733条の15第2項
8	法定外目的税の特別徴収の手続き(納入)	特別徴収義務者	—	都道府県、市町村	×(納税義務者)	×(納税義務者)	—	—	—	地方税法第733の15第2項

税目 法定外目的税

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
			(経由)		個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
1	法定外目的税の納税通知書の交付	都道府県、市町村	—	納税義務者	当面記載しない(納税義務者)	当面記載しない(納税義務者)	—	—	—	当面記載しない	地方税法第733条の9
2	法定外目的税に係る更正又は決定の通知	都道府県、市町村	—	納税義務者、特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第733条の16第4項
3	法定外目的税に係る過小申告加算金及び不申告加算金の通知	都道府県、市町村	—	納税義務者、特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第733条の18第6項
4	法定外目的税に係る重加算金の通知	都道府県、市町村	—	納税義務者、特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第733条の19第4項
5	法定外目的税に係る督促	都道府県、市町村	—	納税義務者、特別徴収義務者	×(納税義務者、特別徴収義務者)	×(納税義務者、特別徴収義務者)	—	—	—	—	地方税法第733条の22第1項
6	質問検査で提出を求めた物件を留め置く場合の留置きに必要な事項を記載した書面の交付	都道府県、市町村	—	物件を提出した者	×(物件を提出した者)	×(物件を提出した者)	個人識別情報(政令第56条の92の2第1項)	記載しない	—	—	地方税法第733条の4第4項 地方税法施行令第56条の92の2第1項

1. 地方団体の税務部局が地方税の賦課徴収等のために必要な情報を入手する手続

項番	事務手続	発出元	(経由)	発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令
					個人番号	法人番号	個人番号の記載	法人番号の記載			
△	1 電磁的記録等による保存等の承認の申請	承認を受けようとする者	—	都道府県	×(承認を受けようとする者)	◎(承認を受けようとする者)	個人・法人識別情報(省令第27条第1項第1号)	承認を受けようとする者	承認を受けようとする者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第750条第1項
△	2 電磁的記録等による保存等の承認の通知	都道府県	—	関係都道府県	×(承認を受けた者)	◎(承認を受けた者)	個人・法人識別情報(省令第27条第4項第1号)	承認を受けた者	承認を受けた者	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第750条第5項
△	3 電磁的記録等による保存等の取りやめの届出	取りやめようとする者	—	都道府県	×(取りやめようとする者)	◎(取りやめようとする者)	個人・法人識別情報(省令第28条第1項第1号)	取りやめようとする者	取りやめようとする者	平成28年1月1日以後に行われる届出に適用	地方税法第751条第1項
△	4 電磁的記録等による保存等の変更の届出	変更をしようとする者	—	都道府県	×(変更をしようとする者)	◎(変更をしようとする者)	個人・法人識別情報(省令第28条第2項第1号)	変更をしようとする者	変更をしようとする者	平成28年1月1日以後に行われる届出に適用	地方税法第751条第2項
△	5 主たる事務所又は事業所を移転した場合の電磁的記録等による保存等の承認の申請	承認を受けようとする者	—	都道府県	×(承認を受けようとする者)	◎(承認を受けようとする者)	個人・法人識別情報(省令第29条第2項第1号)	承認を受けようとする者	承認を受けようとする者	平成28年1月1日以後に行われる申請に適用	地方税法第752条第1項
△	6 主たる事務所又は事業所を移転した場合の電磁的記録等による保存等の承認の通知	都道府県	—	関係都道府県	×(承認を受けた者)	◎(承認を受けた者)	個人・法人識別情報(省令第27条第4項第1号)	承認を受けた者	承認を受けた者	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第752条第6項

2. 地方団体の税務部局が地方税関係の情報を発出する手続

項番	事務手続	発出元		発出先	番号の記入		政省令における個人(法人)識別情報・様式の有無			番号記載時期	根拠法令	
			(経由)		個人番号	法人番号		個人番号の記載	法人番号の記載			
	1	電磁的記録等による保存等の承認又は却下の通知	都道府県	—	申請をした者	×(申請をした者)	×(申請をした者)	—	—	—	—	地方税法第750条第3項
△	2	電磁的記録等による保存等の承認の通知	都道府県	—	関係都道府県	×(承認を受けた者)	◎(承認を受けた者)	個人・法人識別情報(省令第27条第4項第1号)	承認を受けた者	承認を受けた者	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第750条第5項
	3	主たる事務所又は事業所を移転した場合の電磁的記録等による保存等の承認又は却下の通知	都道府県	—	申請をした者	×(申請をした者)	×(申請をした者)	—	—	—	—	地方税法第752条第3項
△	4	主たる事務所又は事業所を移転した場合の電磁的記録等による保存等の承認の通知	都道府県	—	関係都道府県	×(承認を受けた者)	◎(承認を受けた者)	個人・法人識別情報(省令第27条第4項第1号)	承認を受けた者	承認を受けた者	平成28年1月1日以後に行われる通知に適用	地方税法第752条第6項
	5	電磁的記録等による保存等の承認の取消しの通知	都道府県	—	承認を受けている者	×(承認を受けている者)	×(承認を受けている者)	—	—	—	—	地方税法第753条第2項